

平成 26 年 12 月 4 日

第 4 回 定 例 会 議 案

登 米 市 議 会

議 員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
承認第2号	平成26年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）に係る専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	4
議案第121号	平成26年度登米市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第122号	平成26年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第123号	平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第124号	平成26年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第125号	平成26年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第126号	平成26年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第127号	平成26年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第128号	平成26年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第129号	登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	6
議案第130号	登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	8
議案第131号	登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	22
議案第132号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第133号	登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について	42

議案第 134 号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	43
議案第 135 号	登米市こじか園条例の一部を改正する条例について	44
議案第 136 号	建設工事委託に関する基本協定の変更について	45
議案第 137 号	財産の取得について	46
議案第 138 号	字の区域を新たに画することについて	48
議案第 139 号	字の区域を変更することについて	60
議案第 140 号	訴えの提起について	61
議案第 141 号	市道路線の認定について	63
議案第 142 号	市道路線の廃止について	94
議案第 143 号	宮城県市町村自治振興センター規約の変更について	121
議案第 144 号	指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）	123
議案第 145 号	指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）	124
議案第 146 号	指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）	125
議案第 147 号	指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）	126
議案第 148 号	指定管理者の指定について（登米市斎場）	127
議案第 149 号	指定管理者の指定について（米山農村総合管理施設）	128
議案第 150 号	指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）	129
議案第 151 号	指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）	130
議案第 152 号	指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）	131
議案第 153 号	指定管理者の指定について（石越高森公園）	132

議案第 154 号	指定管理者の指定について（登米森林公園）	133
議案第 155 号	指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）	134
議案第 156 号	指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）	135
議案第 157 号	指定管理者の指定について（もくもくランド）	136
議案第 158 号	指定管理者の指定について（豊里福祉作業所工房なかま）	137
議案第 159 号	指定管理者の指定について（南方福祉作業所あやめ園）	138

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成26年12月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市米山町 [REDACTED]
氏 名	林 忠 市
生年月日	[REDACTED]

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成26年12月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市迫町 [REDACTED]
氏 名	高 橋 巳波子
生年月日	[REDACTED]

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

住 所	登米市中田町 [REDACTED]
氏 名	只 野 信 子
生年月日	[REDACTED]

承認第2号

平成26年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）に係る
専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

平成26年11月19日、平成26年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

平成26年12月4日提出

登米市長 布施 孝 尚

専 決 処 分 書

平成 26 年度登米市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 26 年 11 月 19 日

登米市長 布 施 孝 尚

(別冊)

議案第 129 号

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る 基準を定める条例の制定について

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。次条及び第 3 条第 1 項において「法」という。）第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第 2 項第 2 号及び第 3 号において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の基準及び員数)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
- (1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の場合
 - (2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると市の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
 - (3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると市の地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の前項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 130 号

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の制定について

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制
定するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 7 条—第 31 条）

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 32 条—第 34 条）

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第
59 条第 1 項第 1 号並びに第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介
護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定めるとともに、法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の規定に基づき、指定介護
予防支援事業者の指定の要件を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4号ア又はイに掲げる者であるものを除く。）とする。

（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3号各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身

分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 5 項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 4 条、この章及び第 4 章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 16 条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第 53 条第 7 項において読み替えて準用する第 41 条第 10 項の規定により法第 53 条第 6 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理

受領サービス（法第 53 条第 4 項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第 17 条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第 18 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第 19 条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第 20 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 21 条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備、備品等)

第 22 条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 23 条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第 25 条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 26 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 27 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予

防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 28 条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第 6 項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス又は法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 29 条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 30 条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 31 条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 33 条第 13 号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第 33 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第 33 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第 33 条第 14 号に規定する評価の結果の記録

オ 第 33 条第 15 号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第 18 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第 32 条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるように努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用

者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に 1 回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第 13 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を、求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問介護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービ

ス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見又は法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同条第 1 項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第 34 条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能等といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 131 号

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市個人情報保護条例の一部を改正する条例

登米市個人情報保護条例（平成 17 年登米市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 7 号中「前各号に掲げる場合のほか、」を削り、同項に次の 1 号を加える。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年登米市条例第 19 号）に規定する登米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるとき。

第 10 条第 2 項第 6 号中「登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年登米市条例第 19 号）に規定する登米市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に、「うえ」を「上」に改める。

第 16 条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例中第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項第 6 号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 132 号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第19項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	

33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	

68	227, 600	287, 400	334, 400	374, 000	390, 500	416, 900
69	228, 400	288, 400	335, 200	374, 400	390, 900	417, 400
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 000	391, 500	418, 100
71	230, 000	290, 000	336, 600	375, 700	392, 200	418, 800
72	230, 800	290, 800	337, 300	376, 300	392, 800	419, 500
73	231, 600	291, 600	337, 800	376, 700	393, 100	420, 000
74	232, 300	292, 100	338, 400	377, 300	393, 800	420, 700
75	233, 000	292, 600	339, 000	378, 000	394, 500	421, 400
76	233, 700	293, 100	339, 600	378, 600	395, 000	422, 100
77	234, 400	293, 200	339, 900	379, 000	395, 400	422, 600
78	235, 200	293, 600	340, 400	379, 500	396, 100	
79	236, 000	293, 800	340, 800	380, 100	396, 800	
80	236, 800	294, 200	341, 300	380, 600	397, 500	
81	237, 500	294, 400	341, 700	381, 100	398, 000	
82	238, 200	294, 600	342, 200	381, 700	398, 700	
83	238, 900	295, 000	342, 700	382, 300	399, 400	
84	239, 600	295, 300	343, 200	382, 700	400, 100	
85	240, 300	295, 600	343, 600	383, 300	400, 600	
86	241, 000	295, 900	344, 000	383, 900		
87	241, 700	296, 200	344, 500	384, 500		
88	242, 400	296, 600	344, 900	385, 100		
89	243, 100	296, 900	345, 200	385, 800		
90	243, 600	297, 300	345, 600	386, 400		
91	244, 100	297, 700	346, 100	387, 000		
92	244, 600	298, 100	346, 500	387, 600		
93	244, 900	298, 200	346, 700	388, 300		
94		298, 500	347, 100			
95		298, 900	347, 600			
96		299, 300	348, 000			
97		299, 500	348, 100			
98		299, 800	348, 600			
99		300, 200	349, 100			
100		300, 600	349, 400			
101		300, 800	349, 700			
102		301, 100	350, 100			

	103		301,500	350,500				
	104		301,800	350,900				
	105		302,000	351,400				
	106		302,300	351,800				
	107		302,700	352,200				
	108		303,000	352,600				
	109		303,200	353,100				
	110		303,600	353,500				
	111		304,000	353,900				
	112		304,300	354,200				
	113		304,400	354,700				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300

5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100

41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	

77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		
91	244,100	297,700	346,100	387,000		
92	244,600	298,100	346,500	387,600		
93	244,900	298,200	346,700	388,300		
94		298,500	347,100			
95		298,900	347,600			
96		299,300	348,000			
97		299,500	348,100			
98		299,800	348,600			
99		300,200	349,100			
100		300,600	349,400			
101		300,800	349,700			
102		301,100	350,100			
103		301,500	350,500			
104		301,800	350,900			
105		302,000	351,400			
106		302,300	351,800			
107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600			
109		303,200	353,100			
110		303,600	353,500			
111		304,000	353,900			
112		304,300	354,200			

	113		304,400	354,700				
	114		304,700					
	115		305,000					
	116		305,400					
	117		305,600					
	118		305,800					
	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	599,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	603,600
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	608,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	612,800
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	617,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	621,800
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	626,400
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	631,000
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	635,400
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	639,900
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	644,400
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	648,900
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	653,300
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	657,800

15	288,700	370,700	430,500	499,100	662,300
16	292,700	374,400	433,000	501,200	666,600
17	296,500	378,000	435,200	503,300	671,000
18	300,100	380,700	437,600	505,300	675,500
19	303,700	383,500	440,000	507,300	680,000
20	307,300	386,300	442,400	509,300	684,500
21	311,000	389,200	444,500	511,100	688,800
22	314,800	391,800	446,900	512,900	693,400
23	318,500	394,400	449,300	514,800	698,000
24	322,200	397,000	451,600	516,700	702,600
25	325,800	399,400	453,800	518,400	707,300
26	328,600	401,700	456,100	520,200	711,700
27	331,400	404,000	458,400	522,000	716,100
28	334,200	406,300	460,700	523,800	720,500
29	337,000	408,700	462,900	525,700	724,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500	729,200
31	341,800	412,800	467,500	529,300	733,700
32	344,200	414,900	469,800	531,100	738,200
33	346,600	417,000	471,800	532,700	742,800
34	349,100	419,000	473,900	534,500	747,200
35	351,500	421,000	476,000	536,200	751,600
36	354,000	423,000	478,100	538,000	756,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600	760,500
38	358,800	427,100	482,000	541,200	764,100
39	361,200	429,100	483,800	542,600	767,700
40	363,600	431,100	485,600	544,200	771,300
41	365,900	433,100	487,300	545,700	774,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100	778,500
43	368,900	436,700	490,900	548,500	782,300
44	370,400	438,500	492,700	549,800	786,100
45	371,900	440,400	494,300	551,000	789,700
46	373,300	442,200	496,000	552,000	793,100
47	374,800	444,000	497,800	553,000	796,500
48	376,300	445,800	499,600	554,000	799,900
49	377,600	447,600	501,200	555,000	803,400
50	378,600	449,300	502,500	555,900	806,900

51	379,600	451,100	503,800	556,800	810,400
52	380,600	452,900	505,100	557,700	813,900
53	381,600	454,800	506,400	558,500	817,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400	820,700
55	383,400	457,200	509,000	560,300	823,900
56	384,300	458,400	510,300	561,200	827,100
57	385,300	459,600	511,300	562,100	830,300
58	386,200	460,600	512,100	563,000	833,600
59	387,000	461,600	512,900	563,900	836,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600	840,200
61	388,700	463,400	514,600	565,500	843,600
62	389,200	464,100	515,400	566,400	846,900
63	389,700	464,800	516,300	567,300	850,200
64	390,200	465,500	517,100	568,200	853,500
65	390,500	466,200	518,000	569,100	856,600
66		466,900	518,900	570,000	859,400
67		467,600	519,600	570,900	862,200
68		468,300	520,500	571,800	865,000
69		468,800	521,400	572,700	867,700
70		469,500	522,200	573,600	870,400
71		470,200	523,100	574,500	873,100
72		470,900	524,000	575,400	875,800
73		471,300	524,800	576,300	878,300
74		471,900	525,700	577,200	880,700
75		472,600	526,600	578,100	883,100
76		473,300	527,300	579,000	885,500
77		473,700	528,100	579,900	887,700
78		474,300	529,000	580,800	889,900
79		474,900	529,900	581,700	892,100
80		475,400	530,800	582,600	894,300
81		476,000	531,600	583,500	896,400
82		476,500	532,500	584,400	898,800
83		477,000	533,400	585,300	901,200
84		477,500	534,300	586,200	903,600
85		477,900	535,100	587,100	905,800
86		478,500	536,000	588,000	908,200

	87		478,900	536,900	588,900	910,600
	88		479,400	537,800	589,800	913,000
	89		479,900	538,600	590,700	915,200
	90		480,500			
	91		481,100			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100

18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100

53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	

88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		

124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	
147	307,700	339,800	
148	308,100	340,200	
149	308,300	340,500	
150	308,500	340,900	
151	308,800	341,300	
152	309,100	341,700	
153	309,500	342,000	
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		
157	310,600		
158	310,900		

	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、本庁等に勤務する看護師等に適用する。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第19項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第8条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（登米市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び附則第19項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は平成26年4月1日から、給与条例第20条第2項及び附則第19項の改正規定並びに任期付職員条例第8条第2項の改正規定は同年12月1日から適用する。

(適用日における任期付職員に係る最高の号俸を超える給料月額の切替え)

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員条例第6条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第6条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額との権衡を考慮して市長が定める。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

6 平成27年3月31日までの間における給与条例第5条第6項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、規則で定める。

議案第 133 号

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例について

登米市保育所設置条例（平成 17 年登米市条例第 111 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市保育所設置条例の一部を改正する条例

登米市保育所設置条例（平成 17 年登米市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に欠ける」を「を必要とする」に改め、「幼児」の次に「（以下「児童」という。）」を加える。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 6 条第 1 項本文中「市長は」を「市長は、」に改め、「児童の」の次に「保護者又は」を加え、同項ただし書中「扶養義務者に負担能力がないと認めるときは」を「保護者又は扶養義務者に特別な事情があると認められるときは」に改め、同条第 2 項中「市長が別に」を「児童の年齢、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市長が規則で」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（保育料に関する規定の準用）

3 第 6 条の規定は、法第 35 条第 4 項の規定により設置された保育所に入所する児童に係る保育料について準用する。

別表登米市よねやま保育園の項中「登米市米山町西野字新古館廻 56 番地 3」を「登米市米山町西野字古館廻 56 番地 3」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「に欠ける」を「を必要とする」に改める部分を除く。）、第 6 条の改正規定、附則に 1 項を加える改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 134 号

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険条例（平成 17 年登米市条例第 137 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険条例（平成 17 年登米市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 135 号

登米市こじか園条例の一部を改正する条例について

登米市こじか園条例（平成 22 年登米市条例第 23 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市こじか園条例の一部を改正する条例

登米市こじか園条例（平成 22 年登米市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に、「第 6 条の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 136 号

建設工事委託に関する基本協定の変更について

次のとおり建設工事委託に関する基本協定の変更について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年登米市条例第 73 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 協 定 名 市道支所線改良工事に伴うこ線橋改築工事委託に関する基本協定
- 2 協 定 の 内 容 東北本線梅ヶ沢・新田間瀬峰街道こ線橋改築工事
- 3 協定の相手方 仙台市青葉区五橋一丁目 1 番 1 号
東日本旅客鉄道株式会社
東北工事事務所長 竹内 研一
- 4 協 定 金 額 変更前 630,200,000円
変更後 506,790,545円

議案第 137 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年登米市条例第 73 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 取得の目的 大洞地区企業用地造成事業の用地取得

2 取得する財産

所 在		地目	地 積
字 名	地 番		
登米市迫町 北方字大洞	100 番、103 番 1、104 番 1、104 番 2、104 番 3、104 番 8、104 番 9、104 番 10、104 番 12、105 番 8、105 番 11、105 番 14、113 番 1、113 番 3、114 番 1、114 番 4、121 番 1、121 番 2、123 番 1	田	34,501.95 平方メートル
	102 番 2、103 番 2、105 番 2、105 番 3、106 番	畑	5,879.11 平方メートル
	72 番、74 番、75 番、76 番、77 番、78 番、91 番、96 番、97 番 3、105 番 9、105 番 10、105 番 16、105 番 18、107 番、108 番、109 番、110 番 2、111 番、116 番、117 番、121 番 3、122 番 1	山林	64,703.84 平方メートル
	105 番 5、121 番 4、121 番 5、123 番 2、123 番 3	ため池	2,117.61 平方メートル

取得地目 : 田、畑、山林、ため池
取得総地積 : 107, 202.51平方メートル
取得総筆数 : 51筆

3 取得金額 140, 715, 021円

4 財産の所有者 登米市迫町北方字大洞91番地
門脇 幸二 外17名

議案第 138 号

字の区域を新たに画することについて

次のとおり字の区域を新たに画することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

新たに画する 字 名	左の区域に包括される区域	
	字 名	地 番
中田町石森 字西長根	中田町石森 字新曾根	1 から 10 まで、11 の 1、11 の 2、12 の 1、12 の 2、 13 の 1、14 の 1、15 の 1、16 から 116 まで、117 の 1、118 の 1、119 から 188 まで、189 の 1、189 の 2、190 の 1、190 の 2、191 の 1、191 の 2、192、 193 の 1、193 の 2、194 から 197 まで、198 の 1、198 の 2、199 の 1、199 の 2、200、201、202 の 1、202 の 2、203 の 1、203 の 2、204 の 1、204 の 2、205 の 1、205 の 2、206 の 1、206 の 2、207 の 1、207 の 2、208 の 1、208 の 2、209 の 1、209 の 2、210 の 1、210 の 2、211 の 1、211 の 2、212 の 1、212 の 2、213 の 1、213 の 2、214 の 1、214 の 2、215 の 1、215 の 2、216 の 1、216 の 2、217 の 1、217 の 2、218 の 1、218 の 2、219 の 1、219 の 2、220 の 1、220 の 2、221 の 1、221 の 2、222 の 1、222 の 2、223 の 1、223 の 2、224 の 1、224 の 2、225 の 1、225 の 2、226 の 1、226 の 2、227 の 1、227 の 2、228 の 1、228 の 2、229 の 1、229 の 2、230 の 1、230 の 2、231 の 1、231 の 2、232 の 1、232 の 2、233 の 1、233 の 2、234 の 1、234 の 2、235 の 1、235 の 2、236 の 1、236 の 2、237 の 1、237 の

	2、238 の 1、238 の 2、239 の 1、239 の 2、240 の 1、240 の 2、241 の 1、241 の 2、242 の 1、242 の 2、254 から 256 まで、257 の 1、259 の 1、260 の 1、261 の 1 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部
中田町石森 字新神明草	1 の 1 から 1 の 3 まで、2 の 1 から 2 の 3 まで、3 の 1 から 3 の 4 まで、4 の 1 から 4 の 3 まで、5 の 1、5 の 2、6 の 1、6 の 2、7 の 1、7 の 2、8 の 1、8 の 2、9 の 1、9 の 2、10 の 1、10 の 2、11 の 1、11 の 2、12 の 1、12 の 2、13 の 1、13 の 2、14 の 1、14 の 2、15 の 1、15 の 2、16 の 1、16 の 2、17 の 1、17 の 2、18 の 1、18 の 2、19 の 1、19 の 2、20 の 1、20 の 2、21 の 1、21 の 2、22 の 1、22 の 2、23 の 1、23 の 2、24 の 1、24 の 2、25 の 1、25 の 2、26 の 1、26 の 2、27 の 1、27 の 2、28 の 1、28 の 2、29 の 1、29 の 2、30 の 1、30 の 2、31 の 1、31 の 2、32 の 1、32 の 2、33 の 1、33 の 2、34 の 1、34 の 2、35 の 1、35 の 2、36 の 1、36 の 2、37 の 1、37 の 2、38 の 1、38 の 2、39 の 1、39 の 2、40 の 1、40 の 2、41 の 1、41 の 2、42 の 1、42 の 2、43 の 1、43 の 2、44 から 78 まで、79 の 1、79 の 2、80 から 85 まで、86 の 1、86 の 2、87 の 1、87 の 2、89 から 110 まで、110 の 1、111 から 121 まで、121 の 1、121 の 2、122 から 212 まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
中田町石森 字長根下	1 から 20 まで、21 の 1、21 の 2、22 から 29 まで、30 の 1、31 の 1、32 の 1、33 の 1、34、35 の 1、36 の 1、37 の 1、38 の 1、38 の 3、38 の 4、39 の 1、39 の 3、40 の 1、41 の 1、42 の 1、43 の 1、44 の 1、45 の 1、46 の 1、50 から 54 まで、55 の 1、55 の 2、56 の 1、56 の 3、60 の 2、60 の 4、61 の 2、62 の 1、63、64 の 1、68 の 1、69 の 1、69 の 5、70 の 1、70 の 6 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部
中田町石森	2 の 2、3 の 2、4 の 2、89 の 5 及びこれらの区域に

	字曾根	隣接する水路である公有地の全部並びに 89 の 5 に隣接する水路である公有地の全部並びに新曾根 66、68 に隣接する道路である公有地の全部
	中田町石森 字神明草	84 の 2、85 の 3、86 の 2、87 の 2、90 の 2、95 の 2、96 の 2、97 の 2、98 の 5 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	中田町石森 字藤ヶ崎	213 の 2 及び中田町石森字神明草 84 の 2、85 の 3、86 の 2、87 の 2、90 の 2、95 の 2、96 の 2、97 の 2、98 の 5 に隣接する水路である公有地の全部
	中田町石森 字長根	中田町石森字新神明草 89 から 92 まで、159 から 174 までの地先の水路である公有地の全部及び中田町石森字長根下 11 の地先の道路である公有地の全部
中田町石森 字藤崎	中田町石森 字新藤ヶ崎	8 の 1、8 の 4、8 の 5、9 の 1、9 の 2、10 の 1、10 の 2、11 の 1、11 の 2、12 の 1、12 の 2、13 の 1、13 の 2、14 の 1、14 の 2、15 の 1、15 の 2、16 の 1、16 の 2、17 の 1、17 の 3、18 の 1、18 の 3、20 の 3、21 の 2、22 の 2、23 の 1、23 の 2、24 の 1、24 の 2、25 の 1、25 の 2、26 の 1、26 の 2、27 の 1、27 の 2、28 の 1、28 の 2、29 の 1、29 の 2、30 の 1、30 の 2、31 の 1、32、33 の 1、34 の 1、35 の 1、37 の 1、37 の 2、38 から 54 まで、55 の 1、56 の 1、57 の 1、58 の 1、59 の 1、60 の 1、61 から 82 まで、83 の 1、83 の 2、86 の 1、86 の 2、87 から 107 まで、108 の 1、109、110、111 の 1、112 から 120 まで、121 の 1、121 の 2、122 から 138 まで、139 の 1、139 の 2、140、143 の 1、143 の 2、144 から 159 まで、159 の 1、160 から 169 まで、169 の 1、170 から 184 まで、185 の 1、185 の 2、187 の 1、188 の 1、188 の 2、189 から 191 まで、191 の 1、192 から 218 まで、219 の 1、219 の 2、221 の 1、221 の 4、222 の 1、224 の 1、226 の 1、228 の 1、229 の 1、230 の 1、231、232、233 の 1、233 の 2、234 の 1、234 の 2、235 の 1、235 の 2、236 の 1、236 の 2、237 の 1、237 の 2、238 の 1、238 の 2、239 の 1、239 の 2、240 の 1、240 の 2、241 の 1、241 の 2、

		242 の 1、242 の 2、243 の 1、243 の 2、243 の 4、245 の 1、246 の 1、247 の 1、248 の 1、248 の 2、249 から 269 まで、270 の 1、270 の 2、271、272、273 の 1、273 の 2、274 の 1、274 の 2 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字長根下	57 の 1、58、59 の 1、60 の 1、73 の 1、74、75 の 1、76 の 1、77 の 1、78 の 1 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字白地	53、54、55 の 1、55 の 4、56 の 1、57 の 1、58 の 2、60 から 62 まで、63 の 1 から 63 の 3 まで、64 から 71 まで、77、78、80 から 84 まで、85 の 1 から 85 の 5 まで、88 の 1、110 の 1、110 の 3、110 の 4、111、112、113 の 1、113 の 2、114 から 119 まで、143 の 1、144、145 の 1、145 の 3、146 から 150 まで、151 の 1、151 の 3 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部並びに中田町石森字新藤ヶ崎 161 から 169 まで、169 の 1、205、206、230 の 1、258 から 261 まで、263、271、272、273 の 2、274 の 2 の地先の水路である公有地の全部
	中田町石森 字脇谷	368 の 2、371、372 の 1、372 の 3、384、385 並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字藤ヶ崎	中田町石森字新藤ヶ崎 112、113、161 から 169 まで、169 の 1、205 から 207 まで、230 の 1、231、232、259、261、263、264、274 の 2 に隣接する道路である公有地の全部及び中田町石森字新藤ヶ崎 111 の 1、204、258、260、271、272、273 の 2 の地先の道路である公有地の全部
中田町石森 字桑代前	中田町石森 字新桑代	1 の 1 から 1 の 3 まで、2 の 1 から 2 の 3 まで、3 の 1、4 の 1、5 の 1、6 の 1、7 の 1、8 の 1、9 の 1、10 の 1、11 の 1、13 の 1、14 の 1、15 の 1、16 の 1、17 の 1、18 の 1、19 の 1、20 の 1、21 の 1、22 の 1、23 の 1、24 の 1、25 の 1、26 の 1、27 の 1、29 の 1、30 の 1、31 の 1、32 の 1、33 の 1、34

から 36 まで、37 の 1 から 37 の 3 まで、38 の 1、38 の 3、39 の 1、40 の 1、41 の 1、42 の 1、43 の 1、44 の 1、45 の 1、46 の 1、47 の 1、48、49 の 1、50 の 1、51、52 の 1、53 の 1、54 の 1、55 の 1、56 から 58 まで、59 の 1、60 の 1、61 の 1 の一部、62 から 84 まで、86 の 1 から 86 の 3 まで、87 の 1、87 の 2、88 から 91 まで、93 から 101 まで、103 から 122 まで、124、125 の 1 から 125 の 3 まで、126 から 157 まで、158 の 1、158 の 2、159 の 1 から 159 の 3 まで、160 から 189 まで、191 から 205 まで、206 の 1、206 の 2、207 の 1、207 の 2、208 から 210 まで、211 の 1、211 の 2、212 から 224 まで、226 から 244 まで、246 から 268 まで、269 の 1、269 の 2、270 の 1、270 の 2、271 から 313 まで、314 の 1、314 の 2、315 の 1、315 の 2、316 から 323 まで、325 から 334 まで、342 から 344 まで、346 の 1、347 の 1、347 の 2、348 から 354 まで、356 から 367 まで、368 の 1、368 の 2、369 の 1、369 の 2、370 から 376 まで、378 から 391 まで、392 の一部、393 から 399 まで、400 の 1、400 の 2、401 から 405 まで、407 から 411 まで、413 から 416 まで、417 の 1、417 の 2、418 の 1、418 の 2、419 から 444 まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部

中田町石森
字新脇谷

1 の 1、3 の 1、5 の 1、6 の 1、7 の 1、8 の 1、9 の 1、10 から 29 まで、30 の 1、30 の 2、31 の 1、31 の 2、32、33 の 1、33 の 2、34 の 1、34 の 2、35 の 1、35 の 2、36 の 1、36 の 2、37 の 1、37 の 2、38 の 1、38 の 2、39 の 1、39 の 2、40 の 1、40 の 2、41 の 1、41 の 2、42 の 1、42 の 2、43 の 1、43 の 2、44 の 1、44 の 2、46、47 の 1、47 の 2、48 の 1、48 の 2、49 の 1、49 の 2、50 の 1、50 の 2、51、52 の 1、52 の 2、53 の 1、53 の 2、54 の 1、54 の 2、55 の 1 の一部、55 の 2 の一部、56 の一部、57 の一部、61 の 1、62 の 1、63 の 1、64 の 1、65 の 1、66 の 1、67 の 1、68 の 1、69、70 の 1、71 の

		1、72、73 の1、74 の1、75 の1、76 の1、77 の1、78 の1、79、80 の1、81 の1、82 の1、83 の1、84 の1、84 の2、85 の1、85 の4、86 の1、86 の4、88 の1、89 の1、90 の1、91 の1、92 の1、93 の1、94 の1、95 の1、96 の1、97 の1、99 の1並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部
	中田町石森 字二木	中田町新脇谷 56 の地先の道路である公有地の一部
中田町石森 字二木前	中田町石森 字新小塚	10 の1、11 の1、12 の1、13 の1、14 の1、15 の1、16 の1、17 の1、18 の1、19 の1、20 の1、22 の1、23 の1、24 の1、24 の3、25 から 38 まで、39 の1、40 の1、41 の1、41 の3、56 の1、57 の1、58 の1、59 の1、61 から 75 まで、78 から 98 まで、99 の1、100 の1、100 の3並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字新二木	1 から 18 まで、20 から 24 まで、25 の1、26 の1、27 の1、28 の1、29 の1、31 から 36 まで、37 の1、37 の2、38 から 58 まで、59 の1、59 の2、60、61 の1、61 の2、62 から 75 まで、77 から 83 まで、84 の1、85、86 の1、86 の2、87 から 109 まで、111、112 の1、112 の2、113 の1、113 の2、114 の1、114 の2、115 の1、115 の2、116 の1、116 の2、117、118 の1、118 の2、119 の1、119 の2、120、121 の1、121 の2、122 の1、122 の2、123 から 135 まで、136 の1、136 の2、137 から 155 まで、156 の1、157 の1、158 の1、159 から 177 まで、179 から 189 まで、190 の1、190 の2、190 の4、191 の1、192 の1、193 の1、194 の1、195 の1、198 の1、203 の2、203 の4、204 の1、205 の2、207 の1、208 の1並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字新茨島	1、2 の1、3 の1、3 の2、92 の1、93 の1、94 から 97 まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部

	中田町石森 字新桑代	61 の 1 の一部、61 の 3、392 の一部及び 61 の 1、 62、181、182、291、292、391、392 に隣接する水路で ある公有地の全部
	中田町石森 字新脇谷	55 の 1 の一部、55 の 2 の一部、56 の一部、57 の一部 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路であ る公有地の全部
	中田町石森 字二木	78 の 4、78 の 5、80 の 4、85 の 1、85 の 2、86 の 1、86 の 3、336、365 の 7、388 の 2、483 の 2、486 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の 一部並びに中田町石森字新脇谷 57 に隣接する道路であ る公有地の全部並びに中田町石森字新二木 86 の 1、 87、88 の地先の道路である公有地の全部
中田町石森 字脇谷前	中田町石森 字脇谷	323 の 1 から 323 の 3 まで、324 の 1 から 324 の 6 ま で、347 の 1、348 の 2、349、351 の 1
	中田町石森 字二木	112、146、147、148 の 1、148 の 2、156、197、199 の 1、199 の 2、200、201 及びこれらの区域に介在す る道路である公有地の全部並びに中田町石森字新脇谷 331、340 に隣接する水路である公有地の全部
	中田町石森 字新脇谷	105、106、107 の 1、108 の 1、109 の 1、110 の 1、 111 の 1、111 の 3、111 の 4、112 の 1、113 の 1、 114 の 1、115 の 1、116 の 1、117 の 1、117 の 5、 118 の 1、118 の 6、119 の 1、120 の 1、121 の 1、 122 の 1、123 の 1、124 の 1、125 の 1、126、127、 128 の 1、129 の 1、130 の 1、131 の 1、132 の 1、 133 の 1、134 の 1、136 から 141 まで、143 から 146 まで、148、149 の 1、149 の 2、150 の 1、150 の 2、 151 の 1、151 の 2、152 から 173 まで、174 の 1、174 の 2、175 の 1、175 の 2、176 から 179 まで、180 の 2、180 の 3、181 の 1、181 の 2、182 の 1、182 の 2、183 の 1、183 の 2、184 の 1 から 184 の 3 まで、 186 から 196 まで、197 の 1、197 の 2、198 から 201 まで、203、205 の 1、205 の 2、206 の 1、206 の 2、 207 から 229 まで、230 の 1、230 の 2、231 の 1、231 の 2、233、234 の 1、234 の 2、235 から 246 まで、 247 の 1、247 の 2、248 の 1、248 の 2、249、250 の

		<p>1、250の2、251の1、251の2、252の1、252の2、253の1、253の2、254の1、254の2、255から262まで、264から266まで、267の1、267の2、268の1、268の2、269、270、271の1、271の2、272から296まで、297の1、297の2、298の1、298の2、299から308まで、309の1、309の2、310の1から310の3まで、311から322まで、323の1、323の2、324の1、324の2、325の1、325の2、326から331まで、333、334、337から342まで、344から346まで、349、350の1、350の2、351の1、351の2、352の1、352の2、353の1、353の2、354の1、354の2、355の1、355の2、356、357、358の1、358の2、359、360の1から360の7まで、361から364まで、365の1、365の2、366、367の1、367の2、368の1、368の2、369の1から369の4、370の1、370の2、371から379まで、381、382の1、382の2並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部</p>
中田町石森 字若林前	中田町石森 字若林	<p>55の1、56の3、61の1、69の1、70、71の2、72から87まで、89の1、89の3、90、91、93から103まで、105、107から110まで、116の1、117の1、118の1、120の1、121の1、122の1、124、125、126の1、127から140まで、141の1、141の2、142から145まで、146の1、146の2、147から149まで、152、153、154の1、156の1、157の1、158の1、159から177まで、179から184まで、186から195まで、197から205まで、206の1、207の1、208、209の1、210の1、211の1、212の1、213の1、213の3、218の1、218の2、219、220、223から225まで、227から229まで、262の2、263の2、270、271の1、271の2、272、273の1、273の2、274の1、274の2、275の1、275の2、277、280、282から287まで、289から291まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部</p>
	中田町石森	<p>496の1、497の1、498の1、499の1、500から505</p>

	字二木	まで、506 の 1、506 の 2、507、508、509 の 1 から 509 の 3 まで、510 の 1、510 の 2、511 の 1、511 の 2、512 の 1、512 の 2、513 から 515 まで、516 の 1、518 の 1、519、520 の 1、520 の 2、521 の 1 から 521 の 3 まで、522 の 1、523 の 1、523 の 3、524 の 1、524 の 2、525 の 1 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字小人町	95 の 1、96 から 101 まで、103、104 並びにこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の全部
中田町石森 字高見前	中田町石森 字新高見	1 から 15 まで、17 から 41 まで、43 から 51 まで、53 から 58 まで、60 から 116 まで、117 の 1、117 の 2、118 から 162 まで、164、165 の 1、165 の 2、166 から 168 まで、169 の 1、169 の 2、170 の 1、170 の 2、171 から 192 まで、194 から 196 まで、198 から 226 まで、228、230 から 245 まで、247、248、250 から 255 まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字高見	215 の 2
	中田町石森 字川前	110 の 1 の一部、110 の 2 の一部、110 の 3 の一部、110 の 4 の一部、110 の 5 の一部
中田町石森 字霜田前	中田町石森 字新霜田	1 から 11 まで、12 の 1 から 12 の 3 まで、13 の 1、13 の 2、14、15 の 1、15 の 2、16 の 1、16 の 2、17 の 1、17 の 2、19 の 1、19 の 2、20、21 の 1、21 の 2、22 の 1、22 の 2、23 の 1、23 の 2、24 の 1、24 の 2、25 の 1、25 の 2、26 の 1、26 の 2、27 の 1 から 27 の 4 まで、29 の 1、29 の 2、31 の 1、31 の 2、32 から 35 まで、36 の 1 から 36 の 3 まで、37 の 1、37 の 2、38 の 1、38 の 2、39 の 1、39 の 2、40 の 1、40 の 2、41 の 1、41 の 2、42 の 1、42 の 2、43 から 58 まで、60 から 78 まで、80 から 85 まで、87 の 2、98 の 2、99 から 112 まで、114 から 129 まで、131 から 133 まで、136 から 168 まで、176 から 225 まで、226 の 1、226 の 2、227 から 231 まで、233 から

		241 まで、243 から 258 まで、260 から 274 まで、275 の 1、275 の 2、276 から 280 まで、281 の 1、282、283 の 1、284 の 1、284 の 3、285 の 1、286 の 1、286 の 2、287 の 1、288 から 290 まで、291 の 1、292、293、294 の 1、294 の 2、295 から 300 まで、302 から 306 まで、307 の 1 から 307 の 3 まで、308 から 318 まで、319 の 1 から 319 の 3 まで、320 から 347 まで、348 の 1、349 の 1、350 の 1、351 の 1、352 の 1 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	中田町石森 字二木	225 の 1、225 の 2、227 から 231 まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	中田町石森 字若林	中田町石森字新霜田 338、342 に隣接する道路である公有地の全部及び同字新霜田 333、335、336 の地先の道路である公有地の全部
	中田町石森 字霜田	32 の 3
中田町石森 字北川前	中田町石森 字川前	65 の 2 から 65 の 4 まで、65 の 6、65 の 20、65 の 21、65 の 25 から 65 の 33 まで、65 の 34 の一部、66 の 1 の一部、66 の 2 の一部、66 の 3 の一部、66 の 4 の一部、66 の 5 の一部、66 の 6 から 66 の 8 まで、66 の 9 の一部、66 の 10 から 66 の 29 まで、66 の 31 から 66 の 41 まで、66 の 43 から 66 の 62 まで、66 の 63 の一部、66 の 64 の一部、66 の 65 から 66 の 95 まで、66 の 98、66 の 99、68 の 3、68 の 4、70 の 1、70 の 2、71、82 の 3、83 の 2、83 の 3、85 の 3 から 85 の 5 まで、86 の 3 から 86 の 5 まで、88 の 2、88 の 3、92 の 3、93 の 2、94 の 3、94 の 4、95 の 3、95 の 4、96 の 2、96 の 3、97 の 3 から 97 の 5 まで、106 の 3 から 106 の 5 まで、109 の 2 から 109 の 4 まで、110 の 1 の一部、110 の 2 の一部、110 の 3 の一部、110 の 4 の一部、110 の 5 の一部、110 の 6 から 110 の 9 まで、111 の 1 から 111 の 17 まで、112 の 1、112 の 12、112 の 14 から 112 の 33 まで、116、117 の 2、118 の 1、134、139 の 4、140 の 2、176 の 1、177 の

		2から177の14まで、177の16から177の23まで、177の25、224の14、224の45から224の66まで、224の72、224の74から224の87まで、233から269まで、270の1、271の1、281の1、282の1、283から305まで、306の1、307の1、316の1、317の1、318から333まで、334の1、335の1、344の1、345の1、346の1、347から351まで、352の1、353の1、354の1、355の1、358の1、359の1並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部
	中田町石森 字貞四郎塚	1から44まで、46から68まで、69の1、69の2、70から74まで、77から115まで
	中田町石森 字元町頭	1から6まで、7の1、7の2、8の1、8の2、9から41まで
	中田町石森 字今道	62の3、62の4、63の2、63の4、63の5、64の1、64の3、65から67まで、70の1、70の2、71、72の1、72の2、73の1、73の3、74の2、74の3、162の一部、163の1から163の3まで、164の1、164の2、165の一部、166の2から166の8まで、166の9の一部、166の10から166の13まで並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部
	石越町 字川前	65の22の一部、65の23の一部、65の24の一部、65の25の一部、65の35の一部、65の36の一部、65の37の一部、65の38の一部
	石越町東郷 字今道	59の一部、62の2の一部、63の1の一部、74の1の一部、75の一部、152の2の一部、154の1の一部、155の1の一部、155の2の一部、156の1の一部、156の2、157の2の一部、166の1の一部
石越町東郷 字北今道	中田町石森 字川前	65の34の一部、65の35から65の37、66の1の一部、66の2の一部、66の3の一部、66の4の一部、66の5の一部、66の9の一部、66の63の一部、66の64の一部、66の96、66の97及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに石越町字川前65の26から65の34に隣接する水路である公有地の

	一部並びに中田町石森字川前 112 の 22、112 の 33 に隣接する水路である公有地の一部
中田町石森 字今道	162 の一部、165 の一部、166 の 9 の一部
石越町 字川前	65 の 22 の一部、65 の 23 の一部、65 の 24 の一部、65 の 25 の一部、65 の 26 から 65 の 34 まで、65 の 35 の一部、65 の 36 の一部、65 の 37 の一部、65 の 38 の一部、65 の 39
石越町東郷 字今道	59 の一部、60 の 2、62 の 1、62 の 2 の一部、63 の 1 の一部、74 の 1 の一部、75 の一部、76、77 の 1、77 の 2、78 の 1、78 の 3 から 78 の 5 まで、78 の 8、117 の 2、119 の 1 から 119 の 7 まで、120 の 1 から 120 の 3 まで、121 の 1 から 121 の 3 まで、122 の 1 から 122 の 6 まで、123、124、130 の 1、132 の 1、133 の 1、134 の 1、134 の 5 から 134 の 7 まで、141 の 1、142 の 1、146 から 148 まで、149 の 1、149 の 2、150、151、152 の 1、152 の 2 の一部、153、154、154 の 1 の一部、155 の 1 の一部、155 の 2 の一部、156 の 1 の一部、157 の 2 の一部、158 の 1、159 の 2 から 159 の 4 まで、161 の 1 から 161 の 3 まで、166 の 1 の一部、166 の 2 並びにこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部

備考 地番については、平成 26 年 5 月現在において不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿に記録されているものである。

議案第 139 号

字の区域を変更することについて

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字 名	地 番
東和町米川 字新青木	東和町米川 字小出沢	79 の 5、80 の 3、80 の 4

備考 地番については、平成 24 年 10 月現在において不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿に記録されているものである。

議案第 140 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 相手方 仙台市 A株式会社

2 事件名 損害賠償請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

登米市は、相手方と平成 24 年 9 月 3 日付けで、平成 24 年度道の駅津山・もくもくランド木質バイオマス発電施設導入事業実施設計業務（以下「業務」という。）の委託契約を締結した。

相手方は、平成 25 年 2 月 28 日、業務を完了したとして報告書及び実施設計書（以下「成果物」という。）を登米市に対して納品した。

登米市は、本件成果物に基づき、平成 25 年度道の駅津山・もくもくランド木質バイオマス発電施設新築工事（以下「工事」という。）を入札に付したが、落札はされず、工事の発注ができなかった。

落札されなかった状況を踏まえ、本件成果物について再調査をした結果、相手方が、本件成果物の作成にあたり、電気事業法に基づく木質バイオマスボイラーの製造費用や製造期間について調査を行っていないこと等が明らかになり、債務不履行であることが判明した。

そこで、登米市は、相手方に対し、本件委託契約の一部解除に基づく支払済み代金の原状回復請求として 5,983,950 円及びこれに対する代金受領の日である平成 25 年 3 月 22 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による利息並びに債務不履行に基づく損害賠償として 7,100,430 円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払いを求めることとした。

- (1) 被告は、原告に対し、13,084,380 円及びうち 5,983,950 円については、平成 25 年 3 月 22 日から、うち 7,100,430 円については、本訴状送達の日から、それぞれ支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 事件に関する取扱い

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第一審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

議案第 141 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
10112	中沢線	登米市迫町北方字舟橋前 33 番 地先 登米市迫町北方字川戸沼 1 番 1 地先	1,479.4	5.1～ 17.7
13010	大洞 2 号線	登米市迫町北方字大洞 104 番 1 地先 登米市迫町北方字大洞 102 番 2 地先	85.7	2.0～ 4.3
13020	上北浦 7 号線	登米市迫町北方字上北浦 5 番 地先 登米市迫町北方字上北浦 7 番 地先	78.7	3.8～ 6.0
13021	友愛団地線	登米市迫町北方字金ヶ森 11 番 2 地先 登米市迫町北方字大洞 118 番 14 地先	497.1	6.1～ 13.2
13027	川戸沼 1 号線	登米市迫町北方字川戸沼 58 番 3 地先 登米市迫町北方字川戸沼 57 番 1 地先	25.9	10.6～ 10.6

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
13046	泥内5号線	登米市迫町北方字新中道 309番 地先 登米市迫町北方字新泥内 156番1 地先	162.6	5.8～ 7.6
13127	萩洗・立戸線	登米市南方町新鶴江 126番1 地先 登米市迫町新田字北立戸 92番1 地先	6,041.9	4.5～ 12.9
13142	新土手下・新高石 浦線	登米市迫町北方字新土手下 27番 地先 登米市南方町新高石浦 12番1 地先(左)	2,697.1	3.4～ 5.9
13179	新杉林前・一網線	登米市迫町北方字新杉林前 60番 地先(右) 登米市南方町一網 109番1 地先	1,522.8	3.5～ 5.5
13184	新表前・青島屋敷 線	登米市迫町北方字新表前 140番1 地先 登米市南方町青島屋敷 222番2 地先	1,562.3	4.0～ 9.5
13186	新表前・新川西1 号線	登米市迫町北方字新表前 141番 地先 登米市南方町新川西 92番 地先	864.4	3.9～ 5.7
13198	八ノ森1号線	登米市迫町北方字新広沖 118番 地先 登米市迫町北方字八ノ森 114番1 地先	131.7	3.2～ 3.9
13211	新表前・新川西2 号線	登米市迫町北方字新表前 54番 地先 登米市南方町新川西 41番 地先	871.6	3.7～ 6.3

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
13212	新表前・新川西 3 号線	登米市迫町北方字新表前 7 番 地先 登米市南方町新川西 22 番 地先	753.9	4.0～ 5.2
13214	古宿前・新須崎 1 号線	登米市迫町北方字古宿前 75 番 地先 登米市南方町新須崎 42 番 地先	374.6	3.9～ 5.4
13215	古宿前・新須崎 2 号線	登米市迫町北方字古宿前 52 番 地先 登米市南方町新須崎 35 番 地先	455.1	3.8～ 5.6
13216	古宿前・新須崎 3 号線	登米市迫町北方字古宿前 27 番 地先 登米市南方町新須崎 5 番 地先	1,404.7	3.1～ 6.0
13217	立戸前・新須崎線	登米市迫町新田字立戸前 73 番 地先 登米市南方町新須崎 7 番 地先	486.1	3.9～ 5.4
13218	立戸前 1 号線	登米市迫町新田字立戸前 55 番 地先 登米市迫町新田字立戸前 43 番 地先	360.9	4.0～ 5.7
13220	立戸前 2 号線	登米市迫町新田字立戸前 11 番 地先 (右) 登米市迫町新田字立戸前 9 番 地先	113.3	3.8～ 5.9
13224	古宿前・新須崎 4 号線	登米市迫町北方字古宿前 1 番 地先 登米市南方町新須崎 5 番 地先	2,590.8	3.0～ 9.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
13301	上北浦6号線	登米市迫町北方字東富永 6番 地先 登米市迫町北方字上北浦 44番 地先	334.3	3.9～ 5.2
14148	境田線	登米市迫町新田字境田 20番1 地先 登米市迫町新田字境田 29番1 地先	280.0	6.0～ 6.0
20372	蛭沢1号線	登米市登米町日野渡蛭沢 136番 地先 登米市登米町日野渡蛭沢 146番1 地先	243.9	2.3～ 4.5
30146	土手根方線	登米市東和町米川字中嶋 79番2 地先 (右) 登米市東和町米川字中嶋 155番1 地先	504.9	3.0～ 12.1
30152	根方1号線	登米市東和町米川字中嶋 94番1 地先 登米市東和町米川字中嶋 177番1 地先	623.0	5.3～ 11.1
30153	根方2号線	登米市東和町米川字中嶋 141番1 地先 登米市東和町米川字中嶋 112番1 地先	166.5	2.3～ 8.7
30157	根方4号線	登米市東和町米川字中嶋 138番1 地先 登米市東和町米川字中嶋 135番1 地先	46.5	2.5～ 5.6
30162	佐辺野小付線	登米市東和町米川字西上沢 168番1 地先 登米市東和町米川字南上沢 135番5 地先	1,155.6	2.7～ 11.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30169	小付3号線	登米市東和町米川字南上沢 127番2 地先 登米市東和町米川字南上沢 169番2 地先	370.9	2.1～ 6.1
30170	佐辺野線	登米市東和町米川字西上沢 232番1 地先 登米市東和町米川字西上沢 235番 地先	153.1	2.5～ 4.3
30173	小付2号線	登米市東和町米川字南上沢 127番1 地先 登米市東和町米川字南上沢 155番1 地先	93.2	2.7～ 4.9
30183	二股支線	登米市東和町米川字東上沢 281番13 地先 登米市東和町米川字東上沢 289番 地先	48.0	2.9～ 3.8
30200	朴の沢線	登米市東和町米川字西綱木 145番3 地先(右) 登米市東和町米川字西綱木 137番1 地先	158.5	2.7～ 3.6
30234	二股線	登米市東和町米川字東上沢 264番 地先 登米市東和町米川字東上沢 282番1 地先	318.2	3.5～ 8.2
30544	大町西線	登米市東和町錦織字内ノ目 3番1 地先 登米市東和町錦織字中江 34番1 地先	99.6	1.5～ 4.9
30551	天王小路線	登米市東和町錦織字山居沢 21番 地先 登米市東和町錦織字芝山 1番 地先	332.8	5.0～ 8.1

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30552	高天王線	登米市東和町錦織字大舟渡 19番 地先 登米市東和町錦織字芝山 1番 地先	86.3	3.1～ 5.5
30563	中江線	登米市東和町錦織字中谷地 29番1 地先 登米市東和町錦織字内ノ目 6番1 地先	377.2	4.0～ 7.7
41071	八幡山2号線	登米市中田町上沼字八幡山 122番1 地先 登米市中田町上沼字八幡山 99番1 地先	84.0	2.9～ 3.4
41102	冠木・新浦田線	登米市中田町上沼字冠木 138番 地先 登米市中田町上沼字新浦田 30番 地先	96.3	2.3～ 6.9
42006	大手口・小倉線	登米市中田町上沼字長根 23番8 地先 登米市中田町石森字小倉北 29番2 地先	3,314.9	7.5～ 16.7
42007	小倉線	登米市中田町石森字小倉前 2番1 地先(右) 登米市中田町石森字東小倉 172番1 地先	1,030.3	7.0～ 23.3
42331	新小倉前線	登米市中田町石森字新小倉前 40番 地先 登米市中田町石森字新小倉前 3番 地先(左)	66.3	2.5～ 8.0
42332	小倉南1号線	登米市中田町石森字小倉南 8番 地先 登米市中田町石森字小倉南 66番 地先	694.1	4.0～ 5.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42333	中田西 2 号線	登米市中田町石森字中田西 66 番 2 地先 登米市中田町石森字中田西 5 番 地先 (左)	656.6	5.0~ 8.0
42335	金谷西 1 号線	登米市中田町上沼字金谷西 8 番 3 地先 登米市中田町上沼字金谷西 65 番 2 地先	692.4	4.0~ 5.9
42336	中田東 1 号線	登米市中田町上沼字中田東 54 番 地先 登米市中田町上沼字中田東 4 番 地先	646.4	4.0~ 4.8
42337	新小倉前・西長崎 線	登米市中田町石森字新小倉前 17 番 地先 登米市中田町上沼字西長崎 85 番 3 地先	2,506.2	4.0~ 7.7
42338	小倉南 2 号線	登米市中田町石森字小倉南 1 番 1 地先 登米市中田町石森字小倉南 13 番 1 地先 (左)	1,324.5	4.0~ 8.1
42339	中田西 1 号線	登米市中田町石森字中田西 62 番 3 地先 登米市中田町石森字中田西 9 番 地先	654.5	4.0~ 5.2
42341	金谷西 2 号線	登米市中田町上沼字金谷西 13 番 2 地先 (右) 登米市中田町上沼字金谷西 71 番 地先	1,204.5	3.5~ 4.8
42342	小倉南・金谷西 1 号線	登米市中田町石森字小倉南 13 番 1 地先 登米市中田町上沼字金谷西 26 番 1 地先	2,160.4	4.0~ 5.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42343	小倉南・金谷西2号線	登米市中田町石森字小倉南 38番1地先 登米市中田町上沼字金谷西 52番1地先	2,112.6	4.0～ 5.5
42344	金谷・中田線	登米市中田町上沼字金谷 61番1地先(右) 登米市中田町石森字中田 272番1地先	2,125.3	3.4～ 13.3
42345	中田東西1号線	登米市中田町石森字中田 271番1地先(右) 登米市中田町上沼字中田東 1番1地先	1,802.7	5.0～ 7.3
42346	中田東西2号線	登米市中田町石森字中田西 13番1地先 登米市中田町上沼字中田東 20番地先	1,805.1	4.0～ 7.5
42347	中田東西3号線	登米市中田町上沼字中田東 40番2地先 登米市中田町石森字中田西 60番地先(左)	1,780.6	4.0～ 8.2
42348	中田南1号線	登米市中田町上沼字中田南 110番2地先(右) 登米市中田町上沼字中田南 1番1地先	1,698.6	4.5～ 5.6
42349	中田南2号線	登米市中田町上沼字中田南 1番1地先(右) 登米市中田町上沼字中田南 110番2地先	2,334.7	4.7～ 6.9
42350	中田南3号線	登米市中田町上沼字中田南 45番2地先(右) 登米市中田町上沼字中田南 35番1地先	521.6	5.0～ 5.2

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42351	中田南4号線	登米市中田町上沼字中田南 29番1地先 登米市中田町上沼字中田南 34番地先(左)	522.8	5.0~ 5.4
42352	中田南5号線	登米市中田町上沼字中田南 4番1地先 登米市中田町上沼字中田南 1番1地先	175.2	5.0~ 5.2
42353	中田東2号線	登米市中田町上沼字中田東 59番地先 登米市中田町上沼字中田東 1番1地先(左)	671.1	4.0~ 6.9
42354	小倉北7号線	登米市中田町石森字新田中 201番1地先 登米市中田町石森字小倉北 27番地先	369.1	2.4~ 4.6
42355	小倉北8号線	登米市中田町石森字小倉北 30番地先 登米市中田町石森字小倉北 32番地先	177.4	4.0~ 5.1
42356	小倉北9号線	登米市中田町石森字小倉 23番1地先 登米市中田町石森字小倉北 32番地先	229.7	4.1~ 7.9
42357	石森中田線	登米市中田町石森字中田 953番地先 登米市中田町石森字中田 725番地先(左)	241.1	3.2~ 7.2
42358	小倉支線	登米市中田町石森字小倉 13番1地先 登米市中田町石森字小倉 38番地先(左)	104.3	4.4~ 5.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42359	新小倉1号線	登米市中田町石森字新小倉 4番3地先(右) 登米市中田町石森字新小倉 2番2地先(左)	315.5	3.1~ 4.4
42360	新田中・小倉線	登米市中田町石森字新田中 239番1地先 登米市中田町石森字小倉 213番1地先(左)	296.4	4.4~ 7.2
42361	新小倉2号線	登米市中田町石森字新小倉 6番地先 登米市中田町石森字新小倉 5番地先	196.1	4.5~ 4.7
42362	西小倉1号線	登米市中田町石森字西小倉 1番1地先 登米市中田町石森字新小倉 9番地先	109.2	2.8~ 5.4
42363	西小倉2号線	登米市中田町石森字西小倉 55番地先 登米市中田町石森字新小倉 6番地先	371.0	4.5~ 5.3
42364	西小倉3号線	登米市中田町石森字小倉 271番1地先 登米市中田町石森字西小倉 53番地先	69.3	1.7~ 2.7
42365	新小倉3号線	登米市中田町石森字新小倉 49番地先(右) 登米市中田町石森字新小倉 47番1地先	184.6	4.4~ 5.7
42366	新小倉4号線	登米市中田町石森字新小倉 39番地先 登米市中田町石森字新小倉 4番3地先	572.4	4.8~ 6.2

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42367	新小倉5号線	登米市中田町石森字新小倉 28番 地先 登米市中田町石森字新小倉 30番 地先	158.8	4.5～ 5.0
42368	新小倉6号線	登米市中田町石森字東小倉 171番2 地先 登米市中田町石森字新小倉 28番 地先	280.9	5.0～ 6.3
42369	新小倉7号線	登米市中田町石森字新小倉 36番1 地先 登米市中田町石森字新小倉 30番 地先	123.8	4.8～ 5.7
42370	桑代6号線	登米市中田町石森字桑代 49番4 地先 登米市中田町石森字桑代 41番1 地先	134.9	2.1～ 4.1
42371	新小倉・桑代線	登米市中田町石森字新小倉 37番4 地先 登米市中田町石森字桑代 41番4 地先	128.6	3.0～ 7.2
42372	西小倉4号線	登米市中田町石森字西小倉 130番1 地先 登米市中田町石森字西小倉 122番 地先	104.5	2.2～ 3.4
43045	若林・二木線	登米市中田町石森字若林 3番 地先 登米市中田町石森字二木 220番1 地先	938.1	1.6～ 8.2
43102	小倉北1号線	登米市中田町石森字小倉北 11番1 地先(右) 登米市中田町石森字小倉北 18番 地先	337.6	5.0～ 5.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
43103	小倉北2号線	登米市中田町石森字小倉北 38番地先 登米市中田町石森字小倉北 18番地先	142.7	3.9～ 4.9
43104	小倉北3号線	登米市中田町石森字新田中 125番1地先 登米市中田町石森字小倉北 26番地先	481.8	5.0～ 6.7
43105	小倉北4号線	登米市中田町石森字小倉北 6番2地先 登米市中田町石森字小倉北 12番地先	152.4	4.5～ 7.9
43106	小倉北5号線	登米市中田町石森字小倉北 1番地先(右) 登米市中田町石森字小倉北 10番2地先	274.1	4.5～ 5.5
43107	小倉北6号線	登米市中田町石森字糠塚 114番1地先 登米市中田町石森字小倉北 2番1地先	294.4	4.5～ 5.7
43113	西長根5号線	登米市中田町石森字西長根 9番地先(右) 登米市中田町石森字糠塚 1番1地先	979.6	3.0～ 5.2
43118	白地3号線	登米市中田町石森字白地 179番2地先 登米市中田町石森字白地 168番地先	140.4	1.9～ 3.5
43136	白地・高見1号線	登米市中田町石森字高見 222番地先 登米市中田町石森字白地 286番6地先	44.4	1.9～ 2.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
43137	白地・高見2号線	登米市中田町石森字白地 262番3 地先 登米市中田町石森字高見 220番2 地先	213.3	1.9～ 3.2
44072	町・新細谷線	登米市中田町石森字町 58番2 地先 登米市中田町石森字新細谷 83番1 地先	2,421.8	4.3～ 12.9
44073	川前・新西細谷線	登米市中田町石森字川前 365番2 地先 登米市中田町石森字新西細谷 64番 地先	2,376.0	3.4～ 11.0
44074	川前・新今道線	登米市中田町石森字川前 365番23 地先 登米市石越町東郷字新今道 9番 地先	216.5	3.5～ 4.7
44075	南川前1号線	登米市中田町石森字南川前 6番 地先 登米市中田町石森字南川前 17番 地先(左)	543.7	3.5～ 4.6
44076	南川前2号線	登米市中田町石森字川前 364番2 地先 登米市中田町石森字南川前 40番 地先	644.0	3.8～ 5.7
44077	西田北1号線	登米市中田町石森字西田北 10番 地先 登米市中田町石森字西田北 1番 地先	231.8	3.4～ 8.2
44078	西田北2号線	登米市中田町石森字西田北 14番 地先 登米市中田町石森字西田北 59番 地先	161.3	3.5～ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44079	町・霜降館線	登米市中田町石森字町 3番2地先 登米市中田町石森字霜降館 98番3地先	70.5	3.8～ 5.0
44080	西田北3号線	登米市中田町石森字西田北 1番地先 登米市中田町石森字西田北 100番地先	699.8	4.0～ 5.9
44081	西田北4号線	登米市中田町石森字西田北 134番地先 登米市中田町石森字西田北 119番地先(左)	505.3	3.5～ 4.1
44082	西田北5号線	登米市中田町石森字西田北 118番地先 登米市中田町石森字西田北 112番地先(左)	163.0	3.0～ 3.6
44083	室木5号線	登米市中田町石森字室木 290番地先 登米市中田町石森字新室木 1番1地先(左)	335.5	2.7～ 6.8
44084	西田南・新牡丹塚 線	登米市中田町石森字西田南 20番地先(右) 登米市中田町石森字新牡丹塚 13番地先	1,105.5	4.0～ 7.1
44085	西田南1号線	登米市中田町石森字西田南 53番地先 登米市中田町石森字西田南 59番地先	161.8	2.9～ 7.8
44086	西田南2号線	登米市中田町石森字西田南 92番地先 登米市中田町石森字西田南 61番地先	705.7	3.5～ 5.2

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
44087	西田南3号線	登米市中田町石森字室木 174番1地先 登米市中田町石森字西田南 109番地先	718.2	2.5～ 5.7
44088	眞内線	登米市中田町石森字眞内 84番1地先 登米市中田町石森字眞内 147番地先	270.9	2.0～ 4.0
44089	新室木1号線	登米市中田町石森字新室木 34番1地先 登米市中田町石森字西田南 91番地先	65.4	2.5～ 3.4
44090	新室木2号線	登米市中田町石森字新室木 35番地先 登米市中田町石森字新室木 32番地先	54.6	2.0～ 2.2
44091	眞内・西田南線	登米市中田町石森字眞内 123番1地先 登米市中田町石森字西田南 215番地先	337.3	3.1～ 5.4
44092	南川前・新牡丹埵 線	登米市中田町石森字南川前 58番地先 登米市中田町石森字新牡丹埵 50番地先	646.8	4.0～ 4.6
44093	南川前・内熊野堂 線	登米市中田町石森字南川前 47番地先 登米市中田町石森字内熊野堂 64番6地先	933.5	3.5～ 5.1
44094	南川前3号線	登米市中田町石森字南川前 75番地先 登米市中田町石森字南川前 71番地先	133.0	3.5～ 4.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44095	西細谷1号線	登米市中田町石森字西細谷 464番地先 登米市中田町石森字新西細谷 80番地先	649.1	3.0～ 6.2
44096	西細谷2号線	登米市中田町石森字西細谷 450番1地先 登米市中田町石森字西細谷 455番1地先	116.4	5.0～ 7.5
44097	牡丹塚・新西細谷 線	登米市中田町石森字牡丹塚 284番1地先 登米市中田町石森字新西細谷 15番地先	611.9	3.5～ 5.0
44098	牡丹塚1号線	登米市中田町石森字牡丹塚 236番2地先 登米市中田町石森字牡丹塚 284番1地先	181.6	3.4～ 6.4
44099	新牡丹塚1号線	登米市中田町石森字新牡丹塚 86番地先 登米市中田町石森字新牡丹塚 50番地先	511.3	4.0～ 7.0
44100	西細谷3号線	登米市中田町石森字新西細谷 41番地先 登米市中田町石森字西細谷 435番地先	253.2	3.5～ 4.5
44101	新牡丹塚2号線	登米市中田町石森字牡丹塚 194番1地先 登米市中田町石森字新牡丹塚 54番地先	532.6	5.0～ 7.5
44102	新西細谷線	登米市中田町石森字新西細谷 59番地先 登米市中田町石森字新西細谷 45番地先	168.0	5.0～ 6.2

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44103	牡丹塚 2 号線	登米市中田町石森字牡丹塚 71 番 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 72 番 1 地先	26.3	2.1～ 2.2
44104	新細谷 1 号線	登米市中田町石森字新細谷 106 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 108 番 地先	74.9	2.2～ 2.2
44105	新牡丹塚 3 号線	登米市中田町石森字新牡丹塚 78 番 地先 登米市中田町石森字新牡丹塚 69 番 地先 (左)	350.0	4.0～ 4.8
44106	新牡丹塚 4 号線	登米市中田町石森字新牡丹塚 69 番 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 196 番 1 地先	292.9	4.5～ 4.8
44107	東細谷・新西細谷 線	登米市中田町石森字東細谷 10 番 2 地先 登米市中田町石森字新西細谷 89 番 地先	1,069.9	3.6～ 9.8
44108	西細谷 4 号線	登米市中田町石森字新西細谷 68 番 地先 登米市中田町石森字西細谷 334 番 1 地先	478.4	4.0～ 11.0
44109	蟹甲・西細谷線	登米市中田町石森字蟹甲 2 番 1 地先 登米市中田町石森字西細谷 328 番 1 地先	865.2	2.9～ 9.7
44110	新細谷 2 号線	登米市中田町石森字新細谷 240 番 1 地先 登米市中田町石森字新細谷 221 番 地先	121.7	2.2～ 2.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
46074	籠壇・東1号線	登米市中田町宝江黒沼字亀ヶ岡 20番1地先 登米市中田町上沼字新籠壇 26番1地先	882.5	4.5～ 9.4
47102	鮎川田1号線	登米市中田町浅水字鮎川田 210番地先 登米市中田町浅水字鮎川田 215番1地先	218.2	3.0～ 3.0
47107	鮎川田2号線	登米市中田町浅水字鮎川田 210番地先 登米市中田町浅水字鮎川田 211番1地先(左)	124.2	3.0～ 3.0
47137	鳥喰・下川面線	登米市中田町浅水字鳥喰 120番2地先 登米市中田町浅水字下川面 1番1地先	264.8	4.5～ 5.5
47139	大東線	登米市中田町浅水字下川面 5番2地先 登米市中田町宝江黒沼字町 25番地先	1,968.9	4.6～ 17.2
47270	蓬原6号線	登米市中田町宝江黒沼字蓬原 51番6地先 登米市中田町宝江黒沼字蓬原 57番3地先	263.3	3.0～ 3.0
47293	野元3号線	登米市中田町石森字野元 175番12地先 登米市中田町石森字野元 200番1地先	197.6	3.0～ 3.0
47333	長谷山7号線	登米市中田町浅水字鮎川田 218番1地先(右) 登米市中田町浅水字長谷山 309番2地先	52.9	2.3～ 2.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
47334	窪田5号線	登米市中田町浅水字窪田 1番2地先 登米市中田町浅水字窪田 6番地先	73.0	2.3～ 3.3
51009	寿崎・平筒沼線	登米市豊里町下沼田 470番地先 登米市豊里町上沼田 381番地先	2,415.2	7.0～ 20.6
52056	唐崎4号線	登米市豊里町唐崎 1番2地先 登米市豊里町唐崎 256番4地先	90.6	2.9～ 4.9
52061	久寿田唐崎線	登米市豊里町唐崎 4番1地先 登米市豊里町上沼田 431番1地先	1,309.1	6.0～ 23.6
53031	小口前6号線	登米市豊里町小口前 182番1地先 登米市豊里町小口前 199番1地先	239.0	2.7～ 8.6
53036	山下5号線	登米市豊里町昭和 373番1地先 登米市豊里町昭和 337番地先(左)	413.7	4.8～ 5.9
53081	中沼田東4号線	登米市豊里町中沼田 123番2地先 登米市豊里町中沼田 154番地先(左)	403.0	5.0～ 7.1
53136	鳥越1号線	登米市豊里町鳥越 45番地先 登米市豊里町鳥越 41番3地先	111.1	3.7～ 4.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
53371	小麻・鵠波線	登米市豊里町白鳥山 110番10地先 登米市津山町柳津字小麻 12番1地先	1,153.0	5.2～ 8.7
53466	ニュータウン豊里 5号線	登米市豊里町町浦 301番36地先(右) 登米市豊里町町浦 303番地先	151.0	4.0～ 6.0
53571	新切津・町浦線	登米市豊里町新切津 42番地先 登米市豊里町町浦 140番1地先(左)	238.6	4.0～ 7.5
53909	昭和・下沼田線	登米市豊里町昭和 374番1地先 登米市豊里町下沼 6番8地先	1,224.3	5.0～ 15.8
53928	中沼田西4号線	登米市豊里町中沼田 148番地先 登米市豊里町寿崎 164番地先	326.4	2.5～ 7.7
53929	中沼田西5号線	登米市豊里町中沼田 1番2地先(右) 登米市豊里町中沼田 141番地先	46.3	3.1～ 4.5
53942	下沼田9号線	登米市豊里町下沼田 468番1地先 登米市豊里町下沼田 468番1地先(左)	146.6	3.9～ 7.1
53955	久寿田2号線	登米市豊里町久寿田 58番1地先(右) 登米市豊里町久寿田 58番4地先	75.4	1.9～ 3.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
53959	平筒沼7号線	登米市豊里町大櫛 44番2 地先 登米市豊里町平林 19番1 地先	1,166.8	1.2～ 7.2
60006	今泉・畑崎線	登米市米山町字桜岡今泉 310番1 地先 登米市米山町字桜岡畑崎 11番1 地先	3,409.0	4.1～ 8.9
60035	西袋4号線	登米市米山町中津山字西袋 128番1 地先 登米市米山町中津山字西袋 160番1 地先	367.3	3.6～ 7.5
60068	西千貫3号線	登米市米山町中津山字新西千貫 156番 地先 登米市米山町中津山字西千貫 370番 地先	545.6	3.0～ 6.5
60213	舟入北3号線	登米市米山町中津山字西遠田 59番1 地先 登米市米山町西野字新二番江 227番 地先	2,282.6	5.0～ 7.0
60384	新上谷地線	登米市米山町中津山字新上谷地 6番 地先 登米市米山町中津山字上谷地 33番1 地先	284.2	2.1～ 5.1
60450	新田2号線	登米市米山町字桜岡東新田 185番1 地先 登米市米山町字桜岡中新田 140番1 地先	156.5	4.0～ 5.1
60485	楠田前線	登米市米山町字桜岡楠田 98番2 地先 登米市豊里町久寿田 54番 地先	826.6	5.0～ 10.3

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
60506	平筒沼5号線	登米市米山町字桜岡楠田 107番 地先 登米市豊里町久寿田 58番3 地先	677.6	2.2~ 3.5
70065	遠沢1号線	登米市石越町北郷字遠沢 85番1 地先 登米市石越町北郷字遠沢 63番2 地先	200.3	2.8~ 5.4
70436	新今道線	登米市石越町東郷字新今道 6番 地先 登米市石越町東郷字新今道 1番 地先	273.7	3.0~ 4.5
82010	太田・野谷地線	登米市南方町太田 1番3 地先 登米市南方町南野谷地 106番 地先	2,232.9	5.0~ 8.6
83100	沢田屋敷線	登米市南方町沢田屋敷 70番 地先 登米市南方町沢田屋敷 79番 地先	142.0	2.3~ 4.3
83120	戸根屋敷線	登米市南方町新高石浦 150番1 地先 登米市南方町沢田前 46番1 地先	410.8	4.0~ 17.2
83126	青島3号線	登米市南方町青島屋敷 75番1 地先 登米市南方町青島屋敷 106番1 地先	253.9	4.0~ 9.0
83128	青島8号線	登米市南方町新沢浦 1番1 地先 登米市南方町青島屋敷 5番 地先	132.5	4.4~ 7.9

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
83139	沢田・戸根屋敷線	登米市南方町松島屋敷 162番5 地先 登米市南方町新沢浦 21番 地先	1,592.2	3.4～ 8.4
83145	青島9号線	登米市南方町青島屋敷 63番1 地先 登米市南方町青島屋敷 85番1 地先	86.6	3.1～ 3.9
83157	新川西1号線	登米市南方町新川西 147番2 地先 登米市南方町新川西 137番1 地先	259.8	4.0～ 4.7
83158	青島浦1号線	登米市南方町新青島浦 61番 地先 登米市南方町新青島浦 46番 地先	371.0	4.0～ 5.3
83160	青島浦2号線	登米市南方町新青島浦 28番 地先 登米市南方町新青島浦 10番 地先	435.5	3.0～ 5.4
83168	鴻ノ木・薬師島線	登米市南方町鴻ノ木 69番1 地先 登米市南方町新鶴江 99番 地先	2,222.7	4.0～ 19.7
83200	瀬ノ淵2号線	登米市南方町瀬ノ淵 82番5 地先 登米市南方町照井 86番1 地先	249.0	5.0～ 6.0
83203	瀬ノ淵4号線	登米市南方町瀬ノ淵 52番 地先(右) 登米市南方町雷 5番1 地先	115.8	4.0～ 5.4

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
83270	烏田線	登米市南方町烏田 33番1地先 登米市南方町烏田 44番地先	209.0	2.7～ 5.5
83296	大畑・烏田線	登米市南方町新大畑前 28番地先 登米市南方町烏田 44番地先	609.5	3.9～ 4.8
83356	雷団地2号線	登米市南方町雷 589番1地先 登米市南方町雷 304番2地先	222.0	4.8～ 7.7
83369	横前・北袋線	登米市南方町横前 318番地先 登米市米山町中津山字北袋 53番地先	611.7	1.5～ 6.5
83443	沼崎線	登米市南方町沼崎 18番3地先 登米市南方町沼崎 18番6地先	157.2	3.1～ 3.4
83468	大平6号線	登米市南方町大平 185番1地先 登米市南方町大平 190番1地先	99.7	4.0～ 4.2
83570	新太田・南野谷地 1号線	登米市南方町新太田 12番地先 登米市南方町新太田 105番地先	3,030.8	3.9～ 5.1
83571	新太田1号線	登米市南方町新太田 37番地先 登米市南方町新太田 23番地先	569.6	3.5～ 4.9

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
83572	新太田2号線	登米市南方町新太田 57番 地先 登米市南方町新太田 48番 地先	501.3	4.5～ 6.2
83573	新太田3号線	登米市南方町新太田 48番 地先 登米市南方町新太田 117番 地先	485.1	4.1～ 6.1
83574	新太田4号線	登米市南方町新太田 162番 地先 登米市南方町新太田 156番 地先	503.2	3.0～ 5.4
83575	新太田5号線	登米市南方町南野谷地 11番 地先 登米市南方町新太田 189番 地先	445.6	5.2～ 5.9
83576	南野谷地1号線	登米市南方町南野谷地 54番 地先 登米市南方町南野谷地 44番 地先	483.2	5.0～ 5.8
83577	新太田・南野谷地 2号線	登米市南方町太田 284番2 地先 登米市南方町南野谷地 159番 地先	1,995.7	3.5～ 7.6
83578	新太田・南野谷地 3号線	登米市南方町新太田 79番 地先 (右) 登米市南方町南野谷地 190番 地先	2,321.5	3.5～ 7.0
83579	新太田・南野谷地 4号線	登米市南方町太田 1番3 地先 登米市南方町南野谷地 124番 地先	3,059.9	3.0～ 10.1

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
83580	新太田 6 号線	登米市南方町新太田 58 番 地先 (右) 登米市南方町新太田 64 番 地先	329.8	4.0～ 10.1
83581	新太田 7 号線	登米市南方町新太田 79 番 地先 登米市南方町新太田 85 番 地先	273.4	3.2～ 4.9
83582	新太田 8 号線	登米市南方町新大塚 117 番 1 地先 登米市南方町新太田 99 番 地先	743.6	3.5～ 6.6
83583	新太田 9 号線	登米市南方町新太田 129 番 地先 登米市南方町新太田 136 番 1 地先	550.5	4.0～ 4.6
83584	新大塚 1 号線	登米市南方町新大塚 115 番 1 地先 (右) 登米市南方町新大塚 53 番 2 地先	500.4	3.2～ 4.4
83585	新大塚 2 号線	登米市南方町新大塚 110 番 1 地先 登米市南方町新大塚 101 番 1 地先	252.8	3.1～ 4.8
83586	新太田 10 号線	登米市南方町新太田 163 番 地先 登米市南方町新太田 172 番 地先 (左)	550.3	4.2～ 5.1
83587	新太田 11 号線	登米市南方町新太田 181 番 地先 (右) 登米市南方町新太田 173 番 1 地先	550.5	4.5～ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
83588	新大塚3号線	登米市南方町新大塚 89番1地先 登米市南方町新大塚 79番1地先	370.5	3.0～ 4.2
83589	新大塚4号線	登米市南方町新大塚 98番1地先(右) 登米市南方町新大塚 79番1地先	75.7	3.4～ 3.8
83590	新大塚5号線	登米市南方町新大塚 68番1地先 登米市南方町大塚 374番地先	475.3	2.7～ 3.5
83591	新太田12号線	登米市南方町新太田 190番地先 登米市南方町新大塚 36番1地先	917.9	4.5～ 6.4
83592	新大塚6号線	登米市南方町新大塚 56番1地先(右) 登米市南方町新大塚 36番1地先	78.5	3.4～ 3.5
83593	新大塚7号線	登米市南方町南野谷地 69番地先 登米市南方町新大塚 42番地先	389.7	4.5～ 6.8
83594	新大塚8号線	登米市南方町新大塚 27番1地先 登米市南方町新大塚 10番1地先	408.7	2.5～ 4.5
83595	新大塚9号線	登米市南方町新大塚 35番1地先(右) 登米市南方町新大塚 10番1地先	71.1	3.2～ 3.6

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
83596	南野谷地 2 号線	登米市南方町新大塚 1 番 1 地先 登米市南方町南野谷地 68 番 地先	781.8	4.4～ 5.9
83597	南野谷地 3 号線	登米市南方町南野谷地 94 番 地先 登米市南方町南野谷地 121 番 3 地先	1,015.7	4.0～ 6.5
83598	南野谷地 4 号線	登米市南方町南野谷地 150 番 地先 登米市南方町南野谷地 167 番 地先	764.1	4.0～ 6.3
83599	南野谷地 5 号線	登米市南方町南野谷地 189 番 地先 登米市南方町南野谷地 108 番 1 地先	853.6	3.5～ 5.4
83600	南野谷地 6 号線	登米市南方町南野谷地 124 番 地先 (右) 登米市南方町新野谷地 729 番 地先	555.2	3.5～ 5.5
83601	南野谷地 7 号線	登米市南方町南野谷地 69 番 地先 (右) 登米市南方町南野谷地 164 番 地先	1,813.1	3.4～ 5.6
90101	下在線	登米市津山町柳津字土手下 14 番 7 地先 (右) 登米市津山町柳津字堂前 3 番 1 地先	4,446.3	5.1～ 12.7
90103	黄牛線	登米市津山町柳津字締切沼上 27 番 1 地先 (右) 登米市津山町柳津字黄牛比良 11 番 1 地先	2,851.4	7.0～ 16.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90201	沢田・永井線	登米市津山町柳津字沢田 74番1地先 登米市津山町柳津字沢田 110番1地先	637.6	5.5～ 10.0
90208	大萱線	登米市津山町横山字上鴻巣 118番地先 登米市津山町横山字大萱沢 148番1地先	3,829.0	5.0～ 15.9
90211	柳津駅前線	登米市津山町柳津字谷木 189番1地先 登米市津山町柳津字黄牛田高畑 19番4地先	616.9	7.3～ 24.1
90306	法師沢線	登米市津山町柳津字西向 373番地先 登米市津山町柳津字孫山 35番1地先(左)	491.2	4.5～ 8.7
90308	平線	登米市津山町柳津字西向 1番1地先 登米市津山町柳津字西向 105番地先	353.7	5.1～ 8.8
90323	新岩前1号線	登米市津山町柳津字黄牛比良 9番1地先(右) 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 2番1地先	176.8	4.8～ 6.7
90355	孫山線	登米市津山町柳津字孫山 88番1地先 登米市津山町柳津字西向 377番地先	521.8	2.2～ 5.7
90388	黄牛1号線	登米市津山町柳津字黄牛比良 29番1地先(右) 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 56番1地先	282.5	4.0～ 7.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
90389	黄牛2号線	登米市津山町柳津字新岩前 169番1地先 登米市津山町柳津字黄牛比良 59番地先	255.9	3.7~ 6.9
90390	黄牛3号線	登米市津山町柳津字黄牛新岩前 95番1地先 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 59番1地先	82.9	3.0~ 3.7
90391	黄牛4号線	登米市津山町柳津字黄牛比良 143番4地先 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 224番1地先	141.1	5.6~ 6.3
90392	黄牛5号線	登米市津山町柳津字黄牛字名 217番2地先 登米市津山町柳津字黄牛新字名 259番2地先	148.9	4.7~ 7.4
90393	新岩前2号線	登米市津山町柳津字黄牛新岩前 50番1地先 登米市津山町柳津字黄牛新岩前 17番地先(左)	162.1	3.0~ 4.3
90394	石生・西向線	登米市津山町柳津字新石生 7番地先(右) 登米市津山町柳津字西向 385番2地先	1,758.5	3.8~ 7.7
90395	宮沢1号線	登米市津山町柳津字宮沢 186番1地先 登米市津山町柳津字沢田 161番4地先	181.9	5.0~ 7.0
90396	下在支線	登米市津山町柳津字西向 371番地先 登米市津山町柳津字堂前 16番2地先	384.6	5.0~ 6.5

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
90457	上鴻巣・宮田線	登米市津山町横山字上鴻巣 144番5地先 登米市津山町横山字宮田 138番1地先(左)	469.8	3.9~ 8.0

議案第 142 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき次のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
10112	中沢線	登米市迫町北方字舟橋前 33 番 地先 登米市迫町北方字金ヶ森 11 番 2 地先(左)	2,385.2	4.0～ 14.7
13010	大洞 2 号線	登米市迫町北方字川戸沼 25 番 地先 登米市迫町北方字大洞 104 番 1 地先	523.5	2.2～ 3.9
13127	石打坂・一ツ塚線	登米市迫町北方字八ノ森前 114 番 地先 登米市迫町北方字新一ツ塚 1 番 地先	3,182.5	4.0～ 12.9
13142	一ツ塚 2 号線	登米市迫町北方字新土手下 27 番 地先 登米市迫町北方字新一ツ塚 28 番 地先	1,049.0	4.3～ 5.1
13179	一ツ塚線	登米市迫町北方字新杉林前 60 番 地先(右) 登米市迫町北方字新杉林前 3 番 地先	888.8	3.5～ 4.4

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
13184	杉林8号線	登米市迫町北方字新表前 140番 地先 登米市迫町北方字新表前 147番1 地先	469.2	4.0～ 4.5
13185	杉林・青島線	登米市迫町北方字新杉林前 3番 地先 登米市南方町青島屋敷 5番 地先	741.4	4.0～ 7.5
13186	杉林10号線	登米市迫町北方字新表前 141番 地先 登米市迫町北方字新表前 132番 地先	155.1	3.9～ 4.0
13211	表前2号線	登米市迫町北方字新表前 54番 地先 登米市迫町北方字新表前 24番 地先	553.0	4.0～ 4.9
13212	表前3号線	登米市迫町北方字新表前 7番 地先 登米市迫町北方字古宿前 141番 地先	516.4	4.3～ 5.0
13214	上ノ台2号線	登米市迫町北方字古宿前 75番 地先 登米市迫町北方字古宿前 63番 地先	295.3	4.0～ 5.3
13215	上ノ台3号線	登米市迫町北方字古宿前 52番 地先 登米市迫町北方字古宿前 41番 地先	351.3	4.0～ 5.6
13216	上ノ台・須崎浦線	登米市迫町北方字古宿前 27番 地先 登米市南方町新須崎 15番 地先	812.1	4.2～ 6.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
13217	立戸1号線	登米市迫町新田字立戸前 73番 地先 登米市迫町新田字立戸前 63番 地先	385.1	4.0～ 5.8
13218	立戸2号線	登米市迫町新田字立戸前 55番 地先 登米市迫町新田字立戸前 47番 地先	227.2	4.0～ 5.0
13220	立戸4号線	登米市迫町新田字立戸前 14番 地先 登米市迫町新田字立戸前 9番 地先	216.4	3.8～ 6.6
13223	立戸7号線	登米市迫町新田字北立戸 92番1 地先 登米市迫町新田字北立戸 4番1 地先	135.9	5.0～ 7.0
13224	立戸8号線	登米市迫町北方字古宿前 1番 地先 登米市迫町新田字南立戸 2番 地先	2,484.5	4.0～ 7.7
13301	上北浦・三ツ目沢 線	登米市迫町北方字上北浦 5番 地先 登米市迫町北方字上北浦 67番 地先(左)	877.1	3.8～ 6.0
30146	土手根方線	登米市東和町米川字中島 67番5 地先 登米市東和町米川字中島 171番4 地先	555.9	2.2～ 7.7
30152	根方1号線	登米市東和町米川字中島 94番 地先 登米市東和町米川字中島 108番 地先	153.4	5.3～ 11.1

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30153	根方2号線	登米市東和町米川字中島 141番 地先 登米市東和町米川字中島 136番 地先	199.4	2.2~ 2.8
30162	佐辺野小付線	登米市東和町米川字西上沢 168番1 地先 登米市東和町米川字南上沢 127番2 地先	1,221.4	2.4~ 6.1
30173	小付2号線	登米市東和町米川字南上沢 127番1 地先 登米市東和町米川字南上沢 134番 地先	130.5	2.7~ 5.1
30177	たかの子支線	登米市東和町米川字南上沢 199番 地先 登米市東和町米川字大峯山 国有林	109.7	2.5~ 3.0
30183	二股線	登米市東和町米川字東上沢 271番 地先 登米市東和町米川字東上沢 289番 地先	149.6	2.5~ 3.7
30234	二股支線	登米市東和町米川字東上沢 281番 地先 登米市東和町米川字東上沢 257番3 地先	254.2	2.2~ 3.8
30551	高天王線	登米市東和町錦織字芝山 2番 地先 登米市東和町錦織字芝山 1番 地先	63.2	2.5~ 7.9
30552	天王小路線	登米市東和町錦織字山居沢 21番 地先 登米市東和町錦織字芝山 4番 地先	355.6	2.7~ 8.1

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30563	中江線	登米市東和町錦織字中谷地 29番1地先 登米市東和町錦織字内の目 1番1地先	450.8	1.5～ 4.9
42002	大手口・小倉線	登米市中田町上沼字新内ノ目 1番1地先(左) 登米市中田町石森字新田中 239番1地先	3,385.4	3.4～ 11.8
42003	小倉線	登米市中田町石森字小倉 305番地先 登米市中田町石森字小倉 120番1地先	924.1	3.2～ 7.0
42037	丙号根付線	登米市中田町上沼字中田 50番18地先(左) 登米市中田町上沼字中田 72番14地先	1,603.4	2.6～ 6.1
42038	ゴボー江線	登米市中田町上沼字中田 17番1地先 登米市中田町上沼字中田 49番1地先	1,362.5	2.0～ 3.6
42039	中田大排2号線	登米市中田町石森字中田 194番地先 登米市中田町石森字中田 255番地先	234.2	2.2～ 3.2
42040	中田大排1号線	登米市中田町石森字中田 289番地先 登米市中田町石森字中田 701番1地先	710.7	2.0～ 4.5
42041	四方樋南1号線	登米市中田町石森字中田 643番地先 登米市中田町上沼字中田 70番14地先	2,037.1	2.2～ 3.9

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42042	四方樋南2号線	登米市中田町石森字中田 563番 地先 登米市中田町上沼字中田 68番15 地先	1,828.9	2.0~ 8.8
42043	四方樋南3号線	登米市中田町石森字中田 487番 地先 登米市中田町上沼字中田 66番19 地先	1,660.0	2.0~ 3.7
42044	四方樋南4号線	登米市中田町石森字中田 413番 地先 登米市中田町上沼字中田 64番16 地先	1,583.8	2.0~ 5.8
42045	四方樋南5号線	登米市中田町石森字中田 341番1 地先 登米市中田町上沼字中田 62番16 地先	1,537.3	2.0~ 3.8
42046	四方樋南6号線	登米市中田町石森字中田 271番 地先 登米市中田町上沼字中田 60番3 地先	1,519.8	2.8~ 9.8
42047	四方樋南7号線	登米市中田町石森字中田 223番 地先 登米市中田町上沼字中田 58番20 地先	1,551.0	2.0~ 5.0
42048	四方樋南8号線	登米市中田町石森字中田 178番 地先 登米市中田町上沼字中田 56番23 地先	1,517.7	2.0~ 4.3
42049	四方樋南9号線	登米市中田町石森字中田 136番 地先 登米市中田町上沼字中田 54番25 地先	1,509.1	2.0~ 4.7

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42050	四方樋南 1 0 号線	登米市中田町石森字中田 96 番 地先 登米市中田町上沼字中田 52 番 22 地先	1,506.1	2.0～ 5.1
42051	四方樋南 1 1 号線	登米市中田町石森字中田 59 番 地先 登米市中田町上沼字中田 50 番 17 地先	1,511.2	2.0～ 5.3
42054	中田揚地 2 号線	登米市中田町上沼字揚地 33 番 1 地先 登米市中田町上沼字揚地 33 番 16 地先	514.1	2.0～ 3.8
42056	中田揚地 4 号線	登米市中田町上沼字揚地 37 番 1 地先 登米市中田町上沼字揚地 37 番 12 地先	526.3	2.4～ 4.3
42058	中田揚地 6 号線	登米市中田町上沼字揚地 41 番 1 地先 登米市中田町上沼字揚地 41 番 16 地先	546.0	2.0～ 3.9
42059	中田戊号 1 号線	登米市中田町上沼字中田 3 番 1 地先 登米市中田町上沼字中田 3 番 14 地先	566.2	2.0～ 4.2
42061	中田戊号 3 号線	登米市中田町上沼字中田 7 番 1 地先 登米市中田町上沼字中田 7 番 9 地先	523.7	2.0～ 3.9
42063	中田戊号 5 号線	登米市中田町上沼字中田 11 番 1 地先 登米市中田町上沼字中田 11 番 5 地先	360.8	2.0～ 3.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42069	新小中田線	登米市中田町上沼字新小中田 30番地先 登米市中田町上沼字新小中田 98番地先	383.3	2.2～ 6.6
42076	新小中田5号線	登米市中田町上沼字新小中田 52番地先 登米市中田町上沼字新小中田 31番地先	382.8	2.0～ 2.5
42077	新小中田4号線	登米市中田町上沼字新小中田 77番地先 登米市中田町上沼字新小中田 69番地先	108.5	1.8～ 1.8
42078	新小中田3号線	登米市中田町上沼字新小中田 93番地先 登米市中田町上沼字新小中田 86番地先	82.3	1.7～ 2.4
42079	金谷江線	登米市中田町上沼字新小中田 106番地先 登米市中田町上沼字新田待井 32番地先	460.4	1.7～ 1.8
42080	新小中田2号線	登米市中田町上沼字新小中田 135番地先 登米市中田町上沼字新小中田 166番地先	363.4	1.8～ 4.4
42081	新小中田1号線	登米市中田町上沼字新小中田 199番地先 登米市中田町上沼字新小中田 299番地先	352.7	2.0～ 4.0
42082	新田待井1号線	登米市中田町上沼字金谷 61番1地先 登米市中田町上沼字新小中田 293番地先	608.0	2.5～ 12.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42083	新田待井 2 号線	登米市中田町上沼字新田待井 41 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 29 番 地先	216.0	1.8～ 2.4
42084	新田待井 3 号線	登米市中田町上沼字新田待井 61 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 74 番 地先	289.9	3.0～ 6.2
42085	新田待井 4 号線	登米市中田町上沼字新田待井 90 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 106 番 地先	253.3	1.9～ 4.8
42086	新田待井 5 号線	登米市中田町上沼字新田待井 128 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 143 番 地先	263.1	1.8～ 6.6
42087	新田待井 6 号線	登米市中田町上沼字新田待井 160 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 174 番 地先	257.4	2.0～ 7.4
42088	新田待井根廻線	登米市中田町上沼字新田待井 3 番 地先 登米市中田町上沼字新田待井 160 番 地先	612.1	2.4～ 5.5
42089	小倉・桑代線	登米市中田町石森字新田中 180 番 地先 登米市中田町石森字東小倉 202 番 地先(左)	968.0	1.9～ 10.1
42090	小倉 1 号線	登米市中田町石森字新田中 190 番 地先 登米市中田町石森字新田中 181 番 地先	132.4	2.7～ 3.4

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
42091	小倉 2 号線	登米市中田町石森字新田中 205 番 地先 登米市中田町石森字新田中 219 番 地先	126.4	2.3～ 3.2
42092	小倉 3 号線	登米市中田町石森字新田中 241 番 地先 登米市中田町石森字新田中 172 番 地先	328.8	2.0～ 3.2
42093	小倉 6 号線	登米市中田町石森字小倉 263 番 1 地先 登米市中田町石森字小倉 271 番 1 地先	248.4	1.5～ 4.0
42095	小倉 4 号線	登米市中田町石森字西小倉 11 番 地先 登米市中田町石森字西小倉 21 番 地先	140.4	1.8～ 2.7
42096	小倉 5 号線	登米市中田町石森字西小倉 32 番 1 地先 登米市中田町石森字西小倉 22 番 地先	124.2	1.5～ 3.2
42097	小倉 7 号線	登米市中田町石森字東小倉 29 番 地先 登米市中田町石森字西小倉 35 番 1 地先	395.7	2.0～ 2.8
42098	小倉 9 号線	登米市中田町石森字東小倉 120 番 地先 登米市中田町石森字東小倉 98 番 地先	279.1	2.0～ 3.8
42099	小倉 1 0 号線	登米市中田町石森字東小倉 170 番 地先 登米市中田町石森字西小倉 106 番 地先	498.6	2.2～ 4.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
42101	西小倉線	登米市中田町石森字西小倉 86番 地先 登米市中田町石森字西小倉 122番 地先	450.9	2.2～ 4.9
42102	東小倉線	登米市中田町石森字東小倉 9番1 地先 登米市中田町石森字桑代 41番1 地先	721.9	1.8～ 3.8
42103	桑代5号線	登米市中田町石森字東小倉 178番 地先 登米市中田町石森字東小倉 188番 地先	101.0	2.3～ 2.6
42239	北桜場9号線	登米市中田町上沼字要害 95番1 地先 登米市中田町上沼字北桜場 208番 地先	185.1	1.7～ 1.7
42307	小倉東脇線	登米市中田町石森字新小倉前 17番 地先 登米市中田町石森字新小倉前 3番 地先	371.8	5.0～ 5.0
42312	長崎・小倉1号線	登米市中田町上沼字西長崎 84番2 地先 登米市中田町石森字新小倉前 17番 地先	2,521.2	3.3～ 10.0
43005	糠塚3号線	登米市中田町石森字新糠塚 88番 地先 登米市中田町石森字新糠塚 50番 地先	154.3	2.2～ 4.7
43008	糠塚・田中線	登米市中田町石森字新田中 63番 地先 登米市中田町石森字新糠塚 217番 地先	675.5	2.0～ 4.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
43011	糠塚5号線	登米市中田町石森字新糠塚 157番1地先 登米市中田町石森字新糠塚 179番地先	293.4	2.8～ 4.8
43033	白地2号線	登米市中田町石森字白地 215番1地先 登米市中田町石森字白地 179番2地先	298.9	2.0～ 3.5
43045	若林・二木線	登米市中田町石森字若林 3番地先 登米市中田町石森字二木 206番4地先	686.0	1.6～ 8.2
43057	川前・白地線	登米市中田町石森字新高見 10番地先 登米市中田町石森字白地 286番6地先	360.3	1.8～ 4.4
43062	白地5号線	登米市中田町石森字白地 258番1地先 登米市中田町石森字新高見 168番地先	418.0	2.0～ 5.4
43080	夏川堤防1号線	登米市中田町石森字糠塚 1番1地先(左) 登米市中田町石森字新曾根 259番1地先(左)	976.0	3.2～ 6.5
43101	東糠塚線	登米市中田町石森字東糠塚 16番1地先(左) 登米市中田町石森字東糠塚 17番1地先	364.5	3.0～ 5.0
44001	西田旧堤線	登米市中田町石森字川前 365番4地先 登米市中田町石森字西細谷 402番1地先(左)	1,853.8	2.7～ 9.1

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
44002	境堀・細谷線	登米市中田町石森字新細谷 83番1地先(左) 登米市中田町石森字西細谷 111番1地先	683.3	3.7～ 9.4
44003	細谷幹線	登米市中田町石森字西細谷 328番地先 登米市中田町石森字西細谷 435番地先	1,290.5	3.4～ 10.3
44004	新川前1号線	登米市中田町石森字新川前 59番地先 登米市中田町石森字新川前 25番地先	154.0	2.3～ 2.8
44005	新川前2号線	登米市中田町石森字川前 365番25地先 登米市中田町石森字新川前 41番地先	217.4	2.3～ 4.0
44006	新川前3号線	登米市中田町石森字川前 364番10地先 登米市中田町石森字新川前 107番地先	180.0	2.0～ 4.2
44007	新川前4号線	登米市中田町石森字川前 364番14地先 登米市中田町石森字新川前 142番地先	212.7	2.0～ 3.9
44008	新川前5号線	登米市中田町石森字川前 364番7地先 登米市中田町石森字新川前 158番地先	217.0	2.5～ 2.5
44009	内熊野堂1号線	登米市中田町石森字内熊野堂 64番2地先 登米市中田町石森字内熊野堂 42番1地先	218.7	2.0～ 4.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44010	内熊野堂2号線	登米市中田町石森字新内熊野堂 51番 地先 登米市中田町石森字新内熊野堂 37番 地先	245.6	1.9～ 2.8
44011	内熊野堂3号線	登米市中田町石森字新内熊野堂 51番 地先 登米市中田町石森字新内熊野堂 7番 地先	319.8	2.3～ 3.4
44012	内熊野堂4号線	登米市中田町石森字内熊野堂 64番4 地先 登米市中田町石森字新内熊野堂 37番 地先	81.8	2.0～ 5.2
44015	霜降館3号線	登米市中田町石森字霜降館 99番 地先 登米市中田町石森字霜降館 1番 地先	560.9	2.5～ 7.0
44016	霜降館・西田線	登米市中田町石森字西田 135番 地先 登米市中田町石森字西田 379番 地先	423.4	2.0～ 4.0
44017	西田・真内線	登米市中田町石森字西田 14番2 地先 登米市中田町石森字西田 599番 地先	863.1	2.0～ 5.4
44018	町・西田線	登米市中田町石森字西田 24番 地先 登米市中田町石森字西田 245番1 地先	351.1	1.8～ 3.3
44019	西田1号線	登米市中田町石森字西田 63番3 地先 登米市中田町石森字西田 32番10 地先	438.9	2.0～ 4.4

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44020	西田2号線	登米市中田町石森字霜降館 36番 地先 登米市中田町石森字西田 102番 地先	695.7	1.8～ 5.4
44021	西田3号線	登米市中田町石森字西田 170番 地先 登米市中田町石森字霜降館 17番 地先	647.1	1.8～ 5.3
44023	西田4号線	登米市中田町石森字西田 377番 地先 登米市中田町石森字西田 339番 地先	701.8	1.8～ 6.5
44024	西田5号線	登米市中田町石森字新室木 16番1 地先 登米市中田町石森字西田 393番 地先	480.8	1.7～ 3.2
44025	新堀1号線	登米市中田町石森字新室木 34番1 地先(左) 登米市中田町石森字西田 496番 地先(左)	779.3	2.1～ 3.4
44026	西田・川前线	登米市中田町石森字西田 468番 地先 登米市中田町石森字西田 495番 地先	332.6	2.3～ 4.2
44027	西田6号線	登米市中田町石森字新室木 34番1 地先 登米市中田町石森字西田 467番 地先	421.0	1.8～ 2.4
44028	西田7号線	登米市中田町石森字西田 577番 地先 登米市中田町石森字西田 592番 地先	136.6	1.5～ 1.8

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44029	真内堀添線	登米市中田町石森字室木 174 番 1 地先(左) 登米市中田町石森字西田 498 番 地先	796.6	1.8～ 6.2
44030	真内・室木線	登米市中田町石森字真内 123 番 1 地先(左) 登米市中田町石森字西田 32 番 6 地先(左)	1,114.0	2.0～ 5.4
44031	真内東線	登米市中田町石森字真内 82 番 地先 登米市中田町石森字真内 38 番 1 地先	286.7	2.2～ 3.8
44032	牡丹塚 1 号線	登米市中田町石森字牡丹塚 326 番 2 地先(左) 登米市中田町石森字牡丹塚 348 番 地先(左)	393.2	2.0～ 4.6
44033	牡丹塚細谷 1 号線	登米市中田町石森字牡丹塚 325 番 1 地先 登米市中田町石森字西細谷 9 番 地先	616.4	2.0～ 4.8
44034	牡丹塚 2 号線	登米市中田町石森字牡丹塚 280 番 1 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 258 番 1 地先	408.5	2.0～ 4.0
44035	牡丹塚細谷 2 号線	登米市中田町石森字牡丹塚 234 番 1 地先 登米市中田町石森字西細谷 435 番 地先	798.2	2.5～ 7.4
44036	新細谷 1 号線	登米市中田町石森字新細谷 16 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 19 番 地先	106.2	2.0～ 5.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
44037	新細谷 2 号線	登米市中田町石森字新細谷 58 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 63 番 地先	105.0	1.5～ 2.6
44038	新細谷 3 号線	登米市中田町石森字新細谷 66 番 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 71 番 地先	187.2	2.0～ 4.5
44039	新細谷 4 号線	登米市中田町石森字新細谷 52 番 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 168 番 地先	219.7	1.8～ 2.6
44040	新細谷 5 号線	登米市中田町石森字新細谷 37 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 42 番 地先	148.3	2.0～ 2.7
44041	新細谷 6 号線	登米市中田町石森字新細谷 76 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 44 番 地先(左)	131.8	2.0～ 2.4
44042	牡丹塚真内 1 号線	登米市中田町石森字新細谷 66 番 地先(左) 登米市中田町石森字真内 146 番 地先	720.4	1.8～ 3.3
44043	牡丹塚真内 2 号線	登米市中田町石森字新細谷 58 番 地先 登米市中田町石森字牡丹塚 1 番 地先(左)	787.2	2.0～ 6.8
44044	新細谷 7 号線	登米市中田町石森字新細谷 107 番 地先 登米市中田町石森字新細谷 110 番 地先	114.3	2.0～ 2.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44045	西細谷1号線	登米市中田町石森字西細谷 14番地先 登米市中田町石森字西細谷 1番地先	196.3	2.3～ 5.8
44046	西細谷2号線	登米市中田町石森字西細谷 49番地先 登米市中田町石森字西細谷 56番1地先	151.5	2.0～ 3.6
44047	西細谷3号線	登米市中田町石森字西細谷 80番地先 登米市中田町石森字西細谷 65番地先	180.9	2.0～ 3.6
44048	西細谷4号線	登米市中田町石森字西細谷 98番地先 登米市中田町石森字西細谷 89番地先	183.5	2.2～ 3.6
44049	新細谷・真内線	登米市中田町石森字新細谷 239番地先(左) 登米市中田町石森字牡丹塚 1番地先	1,719.2	1.7～ 6.1
44055	西細谷5号線	登米市中田町石森字西細谷 141番1地先 登米市中田町石森字西細谷 133番1地先	176.4	2.3～ 4.0
44057	西細谷7号線	登米市中田町石森字西細谷 185番地先 登米市中田町石森字西細谷 171番地先	177.0	2.0～ 2.8
44063	細谷旧堤線	登米市中田町石森字蟹甲 2番1地先(左) 登米市中田町石森字蟹甲 80番地先	966.8	2.2～ 11.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
44071	石森町西田線	登米市中田町石森字町 58番 地先 登米市中田町石森字西田 17番 地先	84.9	6.8～ 13.8
46074	籠壇・東1号線	登米市中田町上沼字籠壇 118番2 地先 登米市中田町宝江黒沼字亀ヶ岡 20番1 地先	868.1	3.0～ 5.9
47139	大東線	登米市中田町浅水字下川面 11番1 地先 登米市中田町宝江黒沼字町 25番 地先	2,149.2	4.6～ 14.8
47257	二号区1号線	登米市中田町浅水字二号 121番1 地先 登米市中田町浅水字二号 93番 地先	98.1	2.3～ 2.6
52056	久寿田唐崎線	登米市豊里町唐崎 81番2 地先 登米市豊里町上沼田 259番1 地先	1,344.0	2.3～ 27.0
53031	小口前6号線	登米市豊里町小口前 199番1 地先 登米市豊里町小口前 182番1 地先	238.6	2.3～ 8.6
53073	中沼田東3号線	登米市豊里町沼田 11番1 地先 登米市豊里町上沼田 421番 地先	250.5	1.0～ 4.7
53136	鳥越1号線	登米市豊里町鳥越 45番 地先 登米市豊里町鳥越 35番1 地先	184.0	0.5～ 3.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
53371	小麻・鵠波線	登米市津山町柳津字小麻 12番1地先 登米市豊里町白鳥山 103番1地先	1,161.0	5.0～ 6.5
53466	ニュータウン豊里 5号線	登米市豊里町下屋浦 98番地先 登米市豊里町下屋浦 15番地先	95.8	6.0～ 8.0
53928	中沼田西4号線	登米市豊里町中沼田 148番地先 登米市豊里町前田 146番1地先	103.7	5.0～ 6.8
53929	中沼田西5号線	登米市豊里町中沼田 1番2地先 登米市豊里町中沼田 13番1地先	36.0	4.5～ 4.5
53930	中沼田西6号線	登米市豊里町中沼田 1番2地先 登米市豊里町中沼田 166番地先	434.7	1.6～ 7.7
53938	竹花7号線	登米市豊里町久寿田 150番地先 登米市豊里町久寿田 153番地先	98.6	0.8～ 1.4
53939	竹花8号線	登米市豊里町久寿田 170番1地先 登米市豊里町久寿田 147番6地先	174.6	0.0～ 0.0
53955	久寿田2号線	登米市豊里町久寿田 54番地先 登米市豊里町久寿田 58番4地先	181.6	3.2～ 9.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
53959	平筒沼1号線	登米市豊里町久寿田 59番1 地先 登米市豊里町平林 19番1 地先	1,620.8	1.2~ 8.7
60006	今泉・竹花縦断線	登米市米山町字桜岡今泉 310番1 地先 登米市豊里町十丁田 1番3 地先	5,174.4	2.2~ 18.1
60031	北袋1号線	登米市米山町中津山字北袋 3番1 地先 登米市米山町中津山字北袋 53番 地先	299.7	1.5~ 3.5
60035	西袋4号線	登米市米山町中津山字西袋 125番 地先 登米市米山町中津山字西袋 126番 地先	71.4	2.5~ 3.0
60068	西千貫3号線	登米市米山町中津山字新西千貫 340番 地先 登米市米山町中津山字新西千貫 418番 地先	367.3	3.0~ 3.2
60148	丸森1号線	登米市米山町中津山字鍛冶屋敷 15番 地先 登米市米山町中津山字丸森 56番1 地先	108.5	2.9~ 3.9
60213	新田畑線	登米市米山町中津山字新田畑 1番1 地先 登米市米山町中津山字上谷地 33番1 地先	161.0	4.9~ 9.8
60384	舟入北3号線	登米市米山町中津山字新上谷地 157番 地先 登米市米山町西野字新北走 195番 地先	2,413.6	4.0~ 7.8

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
60477	羽黒線	登米市米山町字桜岡畑崎 17番 地先 登米市米山町字桜岡楠田 106番4 地先	852.5	4.8～ 7.0
60485	楠田前線	登米市米山町字桜岡楠田 36番 地先 登米市米山町字桜岡楠田 63番 地先	725.7	5.2～ 6.6
82003	大塚・若生中央線	登米市南方町大塚 38番1 地先 登米市南方町新野谷地 568番5 地先	1,662.3	5.0～ 6.6
82004	大塚・若生中央線	登米市南方町大塚 401番 地先 登米市南方町新野谷地 274番 地先	840.1	4.7～ 7.1
83168	鴻ノ木・薬師島線	登米市南方町鴻ノ木 69番1 地先 登米市南方町新島前 27番 地先	1,466.2	9.0～ 19.7
83120	戸根屋敷線	登米市南方町沢田前 46番1 地先 登米市南方町沢田前 34番 地先	207.4	4.0～ 4.5
83126	青島3号線	登米市南方町青島屋敷 63番1 地先 登米市南方町青島屋敷 106番 地先	277.1	3.1～ 6.3
83139	沢田・戸根屋敷線	登米市南方町新沢田 20番 地先 登米市南方町青島屋敷 222番 地先	1,635.6	3.4～ 8.4

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
83203	瀬ノ淵2号線	登米市南方町雷 52番 地先 登米市南方町照井 86番1 地先	388.7	4.0～ 6.1
83356	雷団地2号線	登米市南方町雷 304番2 地先 登米市南方町雷 304番2 地先	35.0	5.0～ 6.9
83469	大塚1号線	登米市南方町大塚 165番 地先 登米市南方町大塚 387番 地先	495.3	4.0～ 6.4
83470	大塚2号線	登米市南方町新野谷地 59番 地先 登米市南方町新野谷地 69番1 地先	236.6	5.2～ 6.9
83471	高鳥線	登米市南方町新野谷地 275番 地先 登米市南方町新野谷地 726番1 地先	814.0	3.0～ 7.7
83472	若生・高鳥線	登米市南方町新野谷地 448番 地先 登米市南方町新野谷地 517番 地先	1,157.1	2.0～ 4.8
83473	野谷地1号線	登米市南方町新野谷地 564番 地先 登米市南方町新野谷地 580番 地先	275.0	2.3～ 3.5
83474	野谷地2号線	登米市南方町新野谷地 632番 地先 登米市南方町新野谷地 657番 地先	165.0	2.2～ 2.9

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
83476	野谷地2号線	登米市南方町新野谷地 45番 地先 登米市南方町新野谷地 704番1 地先	1,033.2	3.5～ 5.8
83478	太田3号線	登米市南方町太田 438番 地先 登米市南方町太田 334番 地先	427.6	2.3～ 3.8
83479	太田杉山線	登米市南方町太田 48番 地先 登米市南方町新野谷地 19番1 地先	1,595.9	2.0～ 3.4
83480	大塚3号線	登米市南方町大塚 144番1 地先 登米市南方町大塚 106番 地先	550.1	2.7～ 3.6
83481	大塚4号線	登米市南方町大塚 215番 地先 登米市南方町大塚 207番 地先	222.3	2.0～ 4.3
83482	大塚5号線	登米市南方町大塚 347番 地先 登米市南方町大塚 313番1 地先	719.4	2.1～ 3.2
83483	野谷地3号線	登米市南方町新野谷地 34番 地先 登米市南方町大塚 434番1 地先	471.3	4.5～ 7.4
83484	野谷地4号線	登米市南方町新野谷地 141番 地先 登米市南方町新野谷地 6番1 地先	485.2	1.8～ 2.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
83498	太田・大塚線	登米市南方町太田 180番 地先 登米市南方町大塚 466番 地先	840.8	4.0～ 9.0
83529	舟越線	登米市南方町新川西 91番 地先 登米市南方町新川西 134番1 地先	423.3	4.3～ 5.8
90101	下在線	登米市津山町字土手下 14番8 地先 登米市津山町字西向 3番2 地先	4,146.4	3.5～ 10.5
90103	黄牛線	登米市津山町字幣崎 380番1 地先 登米市津山町字黄牛比良 46番4 地先	2,961.6	3.3～ 10.8
90201	下在石生線	登米市津山町字茶臼 163番1 地先 登米市津山町字堂前 20番1 地先	2,113.6	5.0～ 10.0
90203	柳津駅前大通り線	登米市津山町字黄牛田高畑 19番4 地先 登米市津山町字谷木 220番 地先	137.4	7.0～ 29.4
90208	大萱線	登米市津山町字上鴻ノ巣 144番5 地先 登米市津山町字大萱沢 151番1 地先	3,514.6	3.9～ 10.4
90211	駅前西入口線	登米市津山町字谷木 189番2 地先 登米市津山町字谷木 215番1 地先	492.5	5.2～ 14.0

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
90306	法師沢線	登米市津山町字西向 191番1地先 登米市津山町字孫山 35番1地先	516.5	4.5～ 8.7
90308	沢田平線	登米市津山町字宮沢 20番3地先 登米市津山町字沢田 74番1地先	788.6	5.0～ 14.5
90323	新岩前1号線	登米市津山町字黄牛新岩前 95番1地先 登米市津山町字黄牛新岩前 4番地先	498.3	2.9～ 4.4
90342	4丁目住宅線	登米市津山町字黄牛比良 1番5地先 登米市津山町字黄牛比良 1番5地先	79.3	3.0～ 5.1
90355	孫山線	登米市津山町字西向 140番地先 登米市津山町字孫山 87番2地先	648.3	2.2～ 5.7
90356	西向2号線	登米市津山町字西向 133番地先 登米市津山町字西向 106番地先	294.2	1.9～ 3.5
90359	旧下在線	登米市津山町字西向 346番地先 登米市津山町字西向 348番2地先	67.2	3.5～ 4.6
90362	平入土線	登米市津山町字入土 1番1地先 登米市津山町字宮沢 44番6地先	359.4	1.7～ 5.2

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
90406	河原町宮田線	登米市津山町字上鴻ノ巢 118 番 地先 登米市津山町字上鴻ノ巢 109 番 地先	166.3	3.5～ 12.7

議案第 143 号

宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

(別紙)

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約

宮城県市町村自治振興センター規約（平成5年宮城県（市町村）指令第81号）の一部を次のように変更する。

第12条第1項第2号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項に規定する構成市町村の協議の成立した日から施行する。

議案第 144 号

指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市登米祝祭劇場条例（平成 17 年登米市条例第 22 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米祝祭劇場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字光ヶ丘 30 番地
（名称） 公益財団法人 登米文化振興財団
（代表者名） 理事長 佐藤 寛一

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 145 号

指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項及び登米市農村環境改善センター条例（平成 17 年登米市条例第 148 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市米山公民館
米山農村環境改善センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字的場 181 番地
（名称） 西野コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 小林 秀一郎

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 146 号

指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田
体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項、登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項及び登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成 17 年登米市条例第 89 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市吉田公民館

登米市吉田体育館

登米市善王寺コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町字桜岡江浪 41 番地

（名称） 吉田コミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 高橋 正司

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 147 号

指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市中津山公民館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町中津山字清水 11 番地 54

（名称） 中津山コミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 大立目 伸

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 148 号

指定管理者の指定について（登米市斎場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市斎場条例（平成 17 年登米市条例第 131 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市斎場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋 212 番地の 3
（名称） 株式会社 清建
（代表者名） 代表取締役 小野寺 憲幸

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 149 号

指定管理者の指定について（米山農村総合管理施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市米山農村総合管理施設条例（平成 17 年登米市条例第 163 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

米山農村総合管理施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目 9 番地の 1

（名称） みやぎ登米農業協同組合

（代表者名） 代表理事組合長 榊原 勇

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 150 号

指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市産地形成促進施設条例（平成 17 年登米市条例第 165 号）第 3 条及び登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

米山産地形成促進施設
米山西野農村公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字新遠田 67 番地
（名称） 株式会社 Y・Y
（代表者名） 代表取締役 主藤 正彰

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 151 号

指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市豊里地域産物活用施設条例（平成 17 年登米市条例第 177 号）第 4 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
豊里地域産物活用施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市豊里町上屋浦 16 番地
（名称） 豊里地域産物活用施設運営組合
（代表者名） 組合長 吉田 末男

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 152 号

指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市津山木工加工研修施設条例（平成 17 年登米市条例第 179 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

津山木工加工研修施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋 26 番地の 1

（名称） 津山木工芸品事業協同組合

（代表者名） 理事長 佐々木 喜市

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 153 号

指定管理者の指定について（石越高森公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
石越高森公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森 100 番地
（名称） 株式会社 いしこし
（代表者名） 代表取締役社長 猪股 研

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

議案第 154 号

指定管理者の指定について（登米森林公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米森林公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町大字日根牛小池 100 番地
（名称） 登米町森林組合
（代表者名） 代表理事 芳賀 稔

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 155 号

指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場及び歴史資料館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市とよま観光物産センター条例（平成 17 年登米市条例第 189 号）第 3 条、登米市春蘭亭条例（平成 17 年登米市条例第 190 号）第 3 条、登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）第 3 条第 1 項及び登米市歴史資料館条例（平成 17 年登米市条例第 93 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

とよま観光物産センター

春蘭亭

登米寺池城址公園

登米駒つなぎの広場

歴史資料館（登米懐古館、警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館、伝統芸能伝承館）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市登米町寺池桜小路 2 番地の 1

（名称） 株式会社 とよま振興公社

（代表者名） 代表取締役 菅原 和夫

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 156 号

指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市東和物産交流施設条例（平成 17 年登米市条例第 191 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

東和物産館

東和活性化施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米川字飯土井 20 番地の 1

（名称） 株式会社 みやぎ東和開発公社

（代表者名） 代表取締役 飯塚 哲朗

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 157 号

指定管理者の指定について（もくもくランド）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市もくもくランド条例（平成 17 年登米市条例第 195 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

もくもくランド（間伐材流通合理化センター、食品加工普及施設、高齢者加工活動施設、交流広場、郷土文化保存伝習館、淡水魚販売施設、農村公園、木工品販売施設、野菜販売施設、情報センター）

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋 26 番地 1

（名称） 協同組合 もくもくランド

（代表者名） 理事長 西城 泰憲

3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 158 号

指定管理者の指定について（豊里福祉作業所工房なかま）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市福祉作業所条例（平成 21 年登米市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
豊里福祉作業所工房なかま

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
（名称） 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
（代表者名） 会長 遠藤 尚

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

議案第 159 号

指定管理者の指定について（南方福祉作業所あやめ園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市福祉作業所条例（平成 21 年登米市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
南方福祉作業所あやめ園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
（名称） 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会
（代表者名） 会長 遠藤 尚

- 3 指定の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで